

中小団体へのPPP/PFI導入に向けて

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

- I . PPP/PFI推進の背景
- II . PPP/PFIとは何か
- III . PPP/PFIをめぐる政策課題
- IV . 地方公共団体における官民連携事業の進め方のヒント
- V . 今年度のサウンディング予定
- VI . (参考)社会資本整備政策課、関係府省の施策

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策課題

IV . 地方公共団体における官民連携事業の進め方のヒント

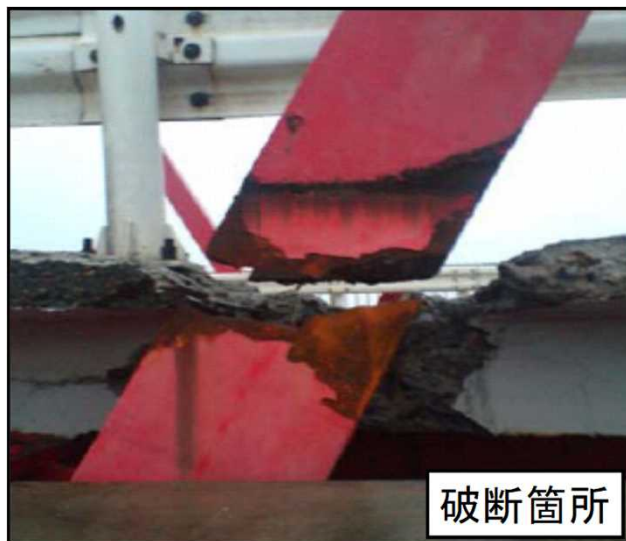
V . 今年度のサウンディング予定

VI . (参考)社会資本整備政策課、関係府省の施策

○ 空き公共施設・低未利用地の拡大



○ 老朽化



トラス橋の斜材の破断(木曾川大橋)

社会資本の老朽化の現状

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2)}	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km ^{注4)}	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

近年における自然災害の発生状況

○ 近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生。

【平成27年9月関東・東北豪雨】



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)

【平成28年熊本地震】



②土砂災害の状況
(熊本県南阿蘇村)

【平成28年台風第10号】



③小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)

【平成29年7月九州北部豪雨】



④桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

【平成30年草津白根山噴火】



⑤噴火口の状況
(群馬県吾妻郡草津長町)

【平成30年7月豪雨】



⑥小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

【平成30年台風第21号】



⑦神戸港六甲アイランドにおける浸水被害
(兵庫県神戸市)

【平成30年北海道胆振東部地震】



⑧土砂災害の状況
(北海道勇払郡厚真町)

【令和元年8月前線に伴う大雨】



⑨六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県大町町)

【令和元年台風第15号】

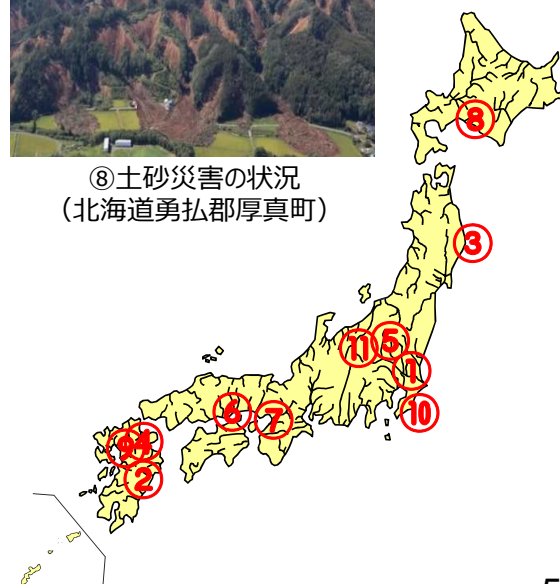


⑩倒木の状況
(千葉県鴨川市)

【令和元年台風第19号】

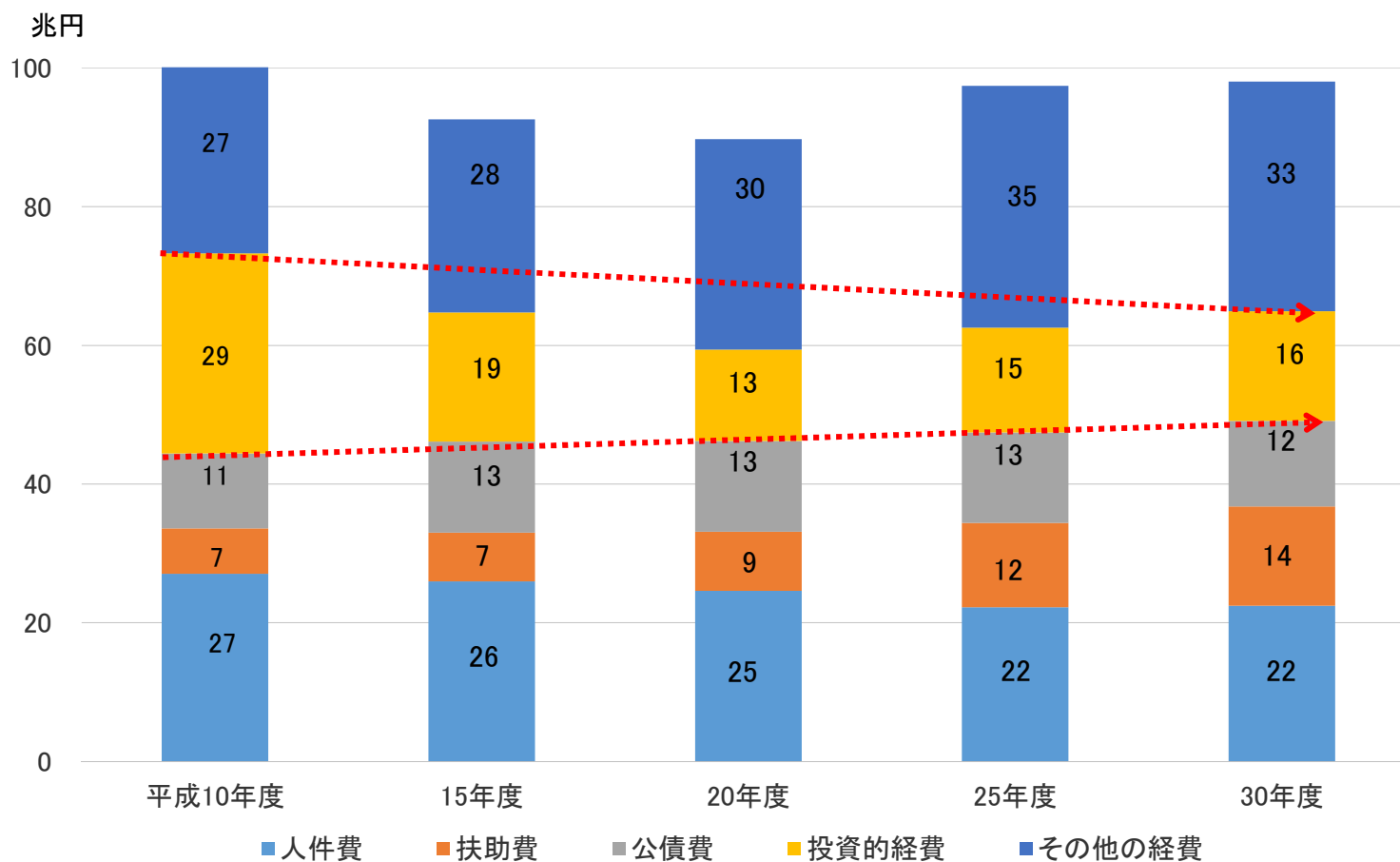


⑪千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)



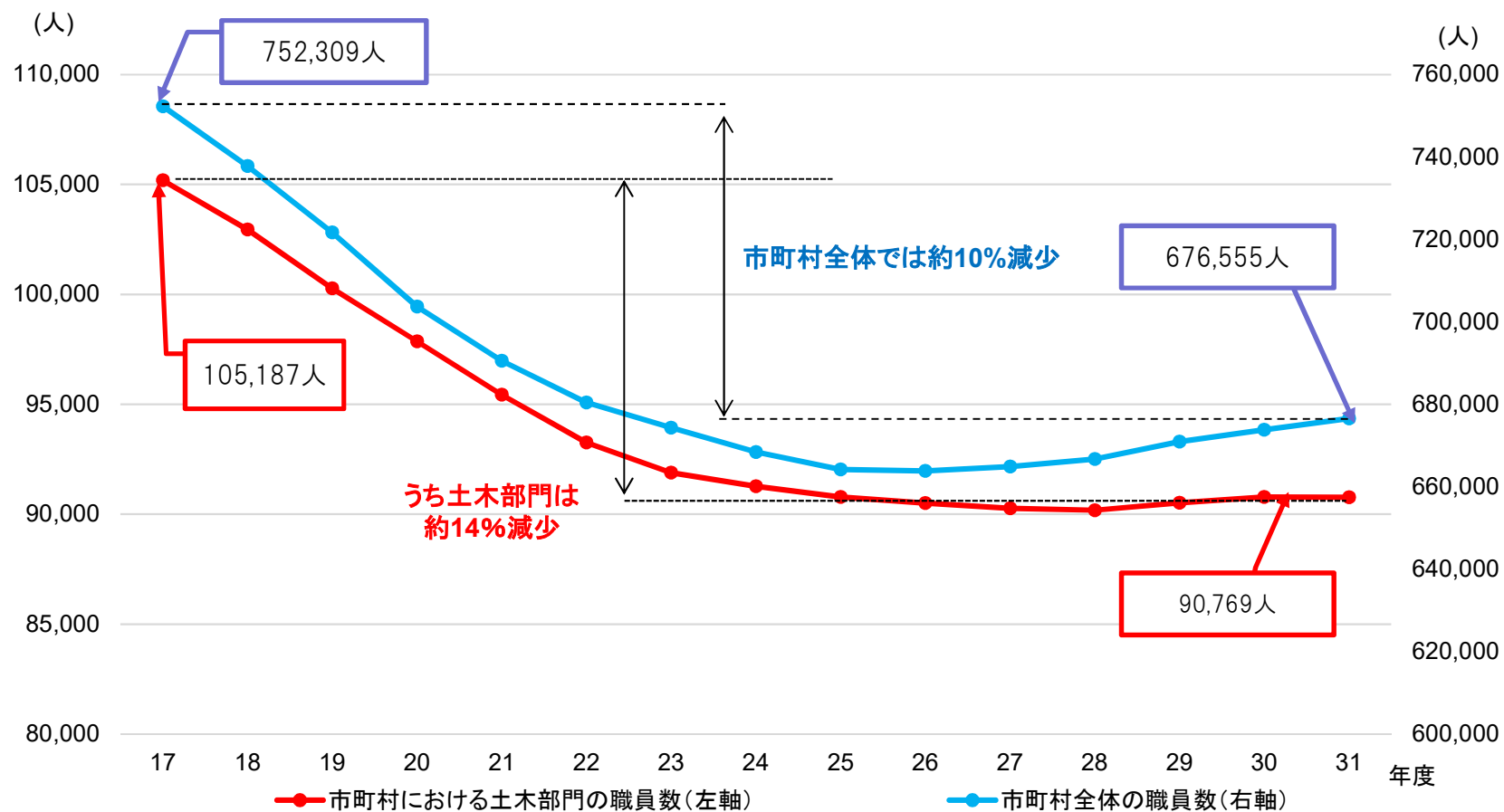
地方公共団体における性質別歳出純決算額の推移

○ 平成10年度から30年度にかけて、扶助費の割合は増加傾向にある一方で、職員給与費等の人件費の割合は減少傾向にあり、道路・橋りょう・公園・公営住宅・学校の建設等に要する**普通建設事業費等からなる投資的経費の割合は横ばい**となっている。



市町村における職員数の推移

- 市町村全体の職員数が平成17年度から平成31年度の間で約10%減少している一方、土木部門の職員数は同期間で約14%減少しており、減少割合が大きい。
- 市町村全体の職員数は、近年増加傾向であるが、土木職員数は依然横ばいとなっている。



※1: 地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。
 ※2: 技術系職員は土木技師、建築技師として定義。H31年度の割合。

民間のアイデアによる施設の魅力向上

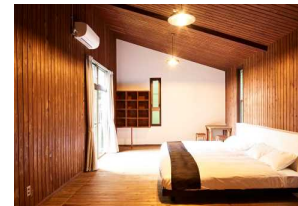
○施設名称 「INN THE PARK」

○対象施設 広域公園あしたか(愛鷹運動公園)

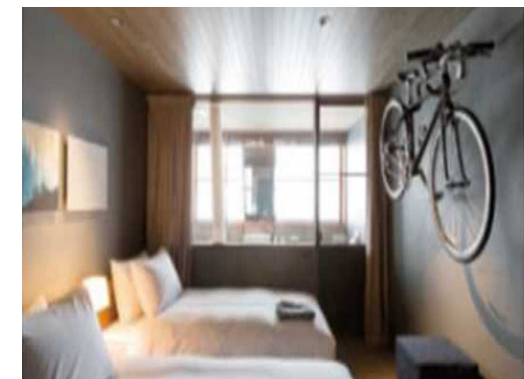
【リニューアル前】



【リニューアル後】



○施設名称 ONOMICHI U2 ○対象施設 港湾上屋(県が所有・市が管理)



(参考) 沼津市立少年自然の家跡施設等の活用事業

【リニューアル前】



【リニューアル後】



実施主体 静岡県沼津市 人口約19.6万人

事業概要

- 施設名称 INN THE PARK
- 対象地域 広域公園あしたか(愛鷹運動公園)
- 事業手法 公園施設の設置管理許可
- 事業期間 10年
- 活用した制度等

- ・民間都市開発推進機構
- ・沼津信用金庫
- (まちづくりファンド支援事業【マネジメント型】)
- (1) 支援先 ぬまづまちづくりファンド
有限責任事業組合
- (2) 出資額 各2000万円

- 事業効果(維持管理費の削減)

旧施設運営時:年間6,000万円程度
事業開始以降:年間200万円程度

事業の特徴

- 昭和46年に少年自然の家として事業開始(市直営)。年々利用者数が減少する中、事業の見直しのためサウンディングを実施。民間事業者の運営する公共用不動産の活用募集サイトへの案件掲載も行い広く情報を発信。
- 首都圏からの利用者も見込んだスタイリッシュな宿泊施設にリニューアル。施設の一部は週末に地元の公園利用者向けにカフェとして開放されたりと、公園と一体で活用されている。
- 庁内は組織横断的な公民連携プロジェクトチームにより、民間事業者の要望に柔軟に対応できるような体制を整備。

(沼津市HP、「公共R不動産のプロジェクトスタディ」等をもとに国土交通省作成)

(参考) 尾道糸崎港西御所地区(県営2号上屋及び周辺)活用事業

【人口：約279.9万人】

○「しまなみ海道」で知られるサイクリストに人気の尾道で県が所有する築70年の港湾上屋を、公募事業に当選した民間事業者がサイクリストに向けたホテルやレストラン等を含む複合施設にリニューアルした事業。

事業概要

発注者	広島県・尾道市
施設概要	敷地面積：5,247㎡ 延床面積：2,693㎡
事業内容	施設設計・運営
事業方式	港湾施設の目的外使用許可

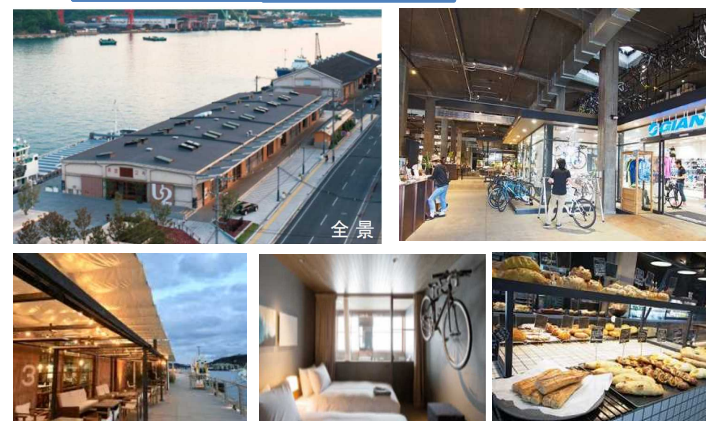
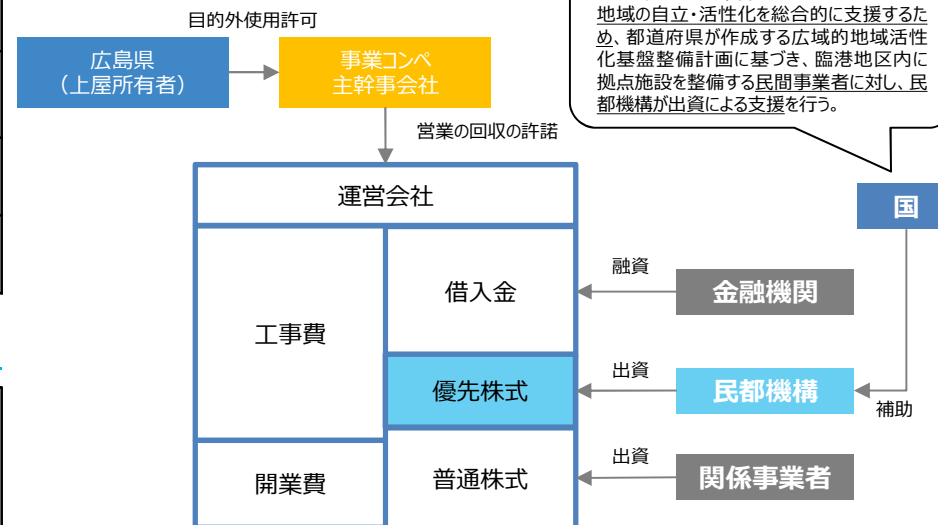
事業の特徴・効果

- 築70年を超える県営上屋を「ONOMICHI U2」と名付け、**複合施設（レストラン、セレクトショップ、ホテル等）へ改築。**
- 地域の観光資源であるしまなみ街道を意識したサイクリスト向けの機能を導入すると同時に、**地域の住民に日常的に使われる機能や地場産業を活用したテナントの誘致を実現。**
- 「集客や地域経済の活性化、瀬戸内ブランドの形成などに寄与する拠点」となることを要件に特定の**用途指定のない自由度の高い公募を実施。**
- 企画競争にあたっては運営のみならず設計についても一体で提案を求めることで、**運営者の目線になった施設デザイン**を想定。
- 前例のない新規事業で事業採算性が見通しづらく、土地建物が県所有で不動産を担保にした融資が困難な中、民間企業の出資とあわせ、**国が補助する民都機構※の出資制度を活用することで、事業の立上げ支援。**

※民間都市開発の推進に関する特別措置法(S62法第62号)に基づき指定された一般財団法人都市再生特別措置法(H14法第22号)などに基づき、優良な民間都市開発事業に対して、国からの無利子資金を活用した低利融資や、基金を活用した出資などの金融支援を行う。

スキーム

【事業スキーム】



- 施設の老朽化、財政制約、担い手不足等の問題は既に顕在化して久しい。
- 「官民連携手法を導入したい」ということとともに、役所が主に考える「従来方式」で本当にできるのか、やるべきなのか、考えることが重要。選択肢を広げて、地域全体の力を活用すべきではないか。

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策課題

IV . 地方公共団体における官民連携事業の進め方の
ヒント

V . 今年度のサウンディング予定

VI . (参考)社会資本整備政策課、関係府省の施策

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
(コンセッション事業)

収益施設の併設・活用など事業収入で
費用を回収するPPP/PFI事業
(収益型PPP/PFI事業)

公共が支払うサービス購入料で費用を
回収するPPP/PFI事業
(サービス購入型PPP/PFI事業)

指定管理者制度

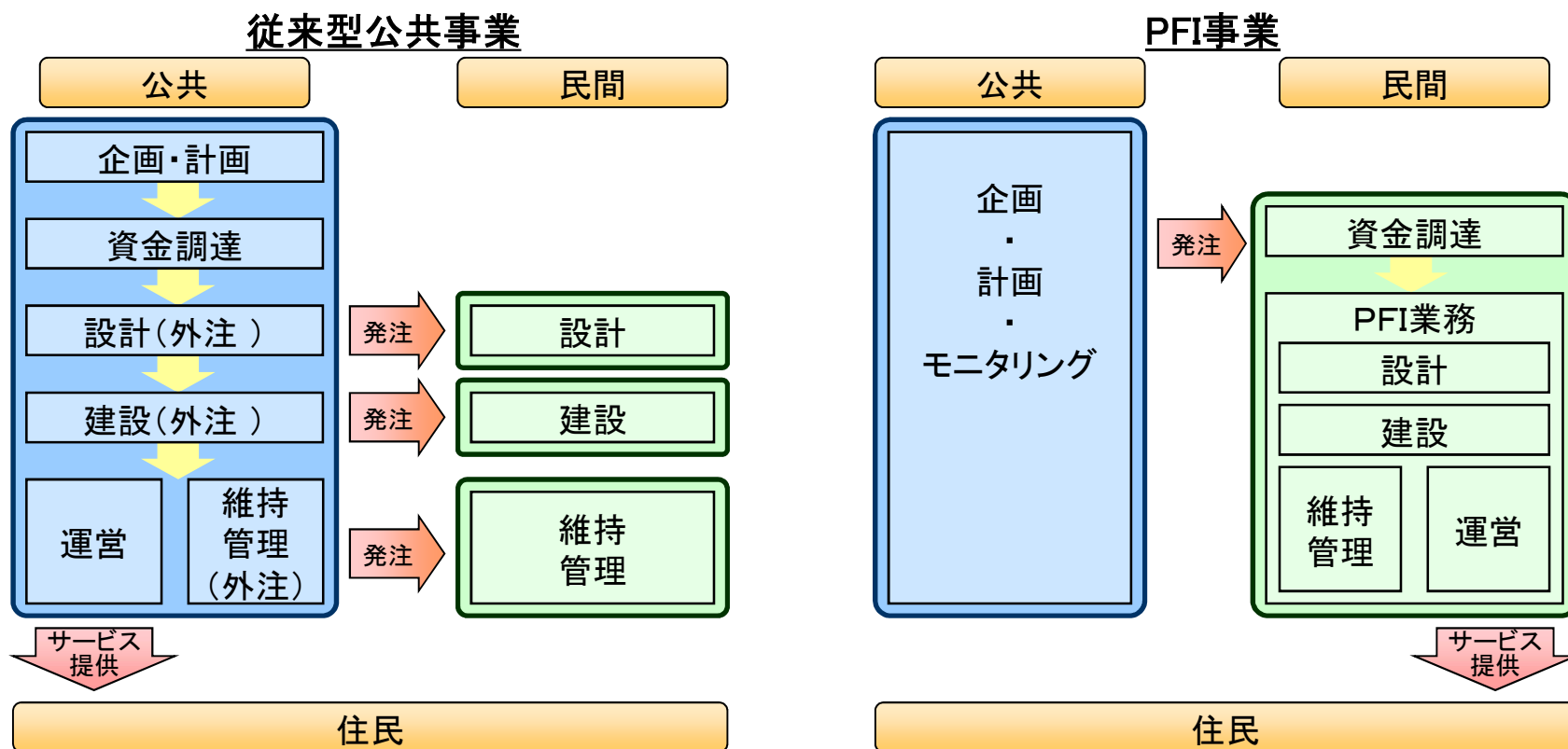
包括的民間委託

公的不動産利活用事業

PFI (Private Finance Initiative)とは

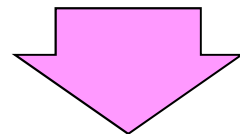
- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を**民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用**して行う新しい手法
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（**PFI法**、平成11年法制定）に基づき実施

- ＜期待される効果＞
1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
 2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
 3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること



PFI方式と従来方式の比較（契約内容等）

	P F I 方式	従来方式
契約期間	◇長期、複数年に及ぶ	◇基本的に単年度
規定	◇同一の事業者に 包括的に性能発注	◇個別業務／工事毎に分離し、 仕様発注
リスク分担	◇契約書等に基づき、公共と民間とで リスクを事前に分担	◇公共がリスク負担、 又は顕在化した時点で甲乙協議
資金調達	◇民間部門	◇公共部門（一般財源、起債等）



個別でも実施できるが、まとめて実施できるのが P F I の特徴

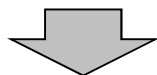
VFMとは

VFM (Value For Money)

支払に対するサービスの価値
VFMの最大化がPFI事業の目的の一つ

VFMがある (出る)

公共がサービスを直接提供するよりも、民間に委ねた方が効率的

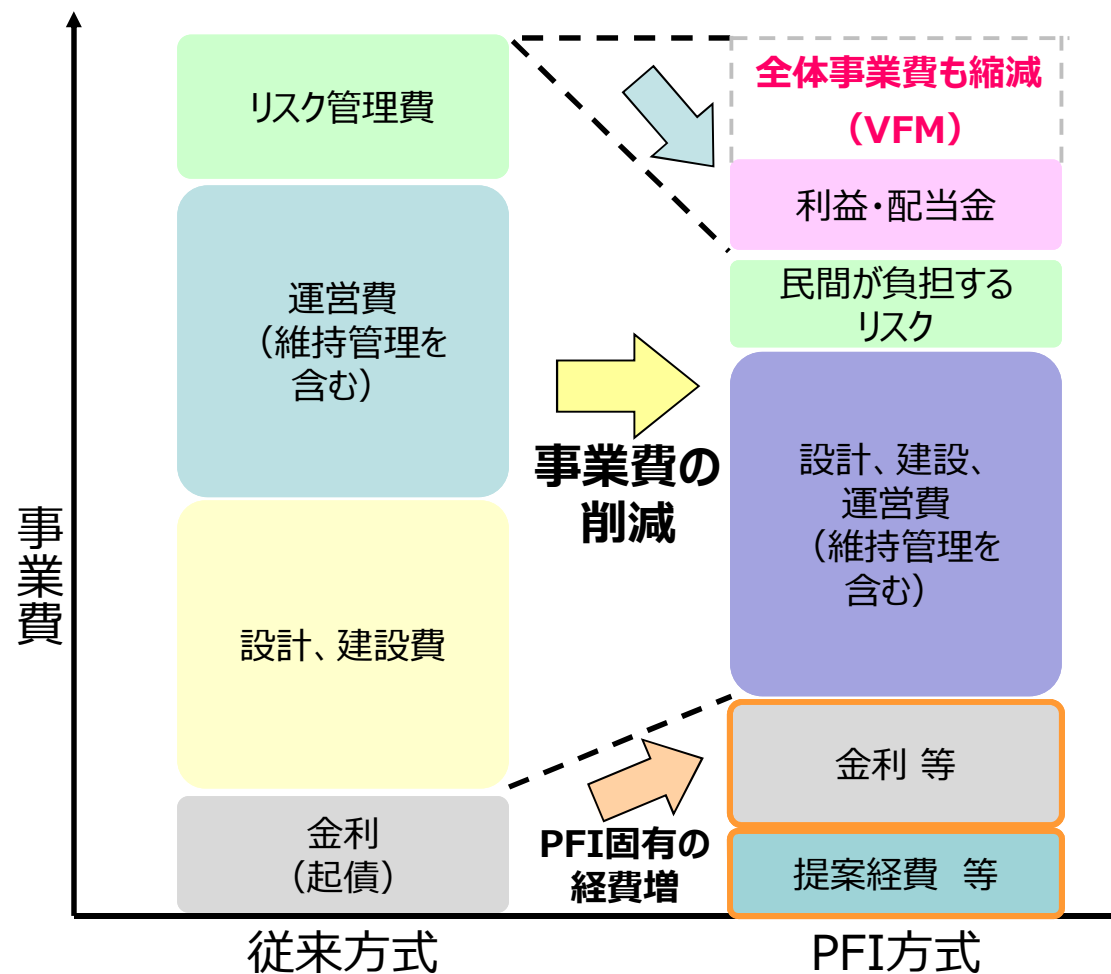


同一水準のサービスをより安く
同一価格でより上質のサービスを

VFMの源泉

- ① 性能発注
- ② リスクの最適配分
- ③ 業績連動支払い
- ④ 競争原理

PFI方式の導入には、**PFI固有の経費**以上のコスト削減が必要。



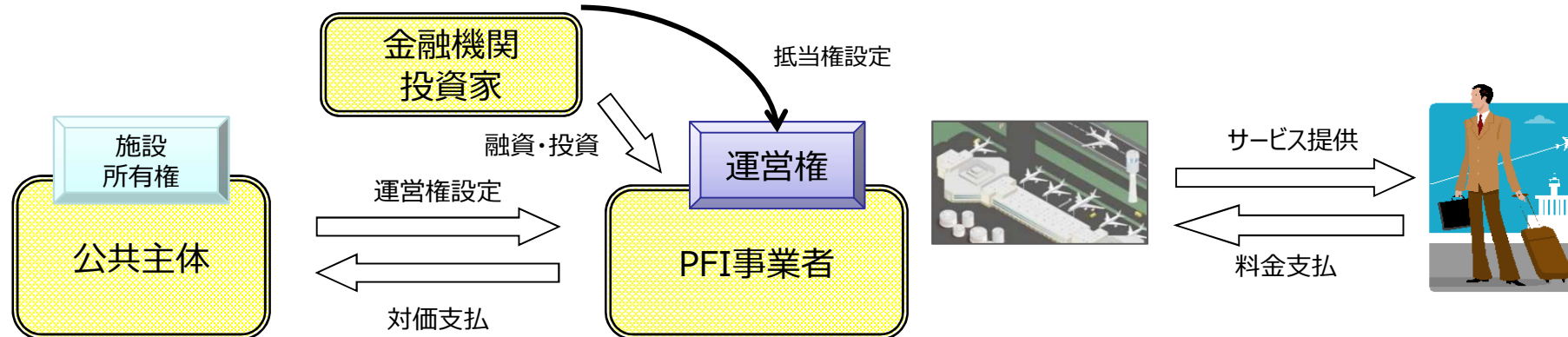
- 【PFI固有の経費】**
- 事業計画等の提案経費
 - 資金調達コスト(金利等)
 - アドバイザリー費用 等

公共施設等運営権の導入等

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の一部を改正する法律

H23.5.24成立
H23.6.1 公布

① 公共施設等運営権制度の導入（H23.11.30施行）



- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- 公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供

（公共主体のメリット）

- ・PFI事業者から対価を徴収することにより、**施設整備費用の早期回収等、負担が軽減**
- ・事業収支及びマーケットリスクが公共主体から事業者へ移転

（事業者のメリット）

- ・**運営権を独立した財産権**とすることで、**抵当権の設定等が可能となり、資金調達が円滑化**
- ・**自由度の高い事業運営が可能**
- ・運営権の取得に要した費用は減価償却が可能

（金融機関・投資家のメリット）

- ・運営権への抵当権設定が可能となり、**金融機関の担保が安定化**
- ・運営権が譲渡可能となり、**投資家の投資リスクが低下**

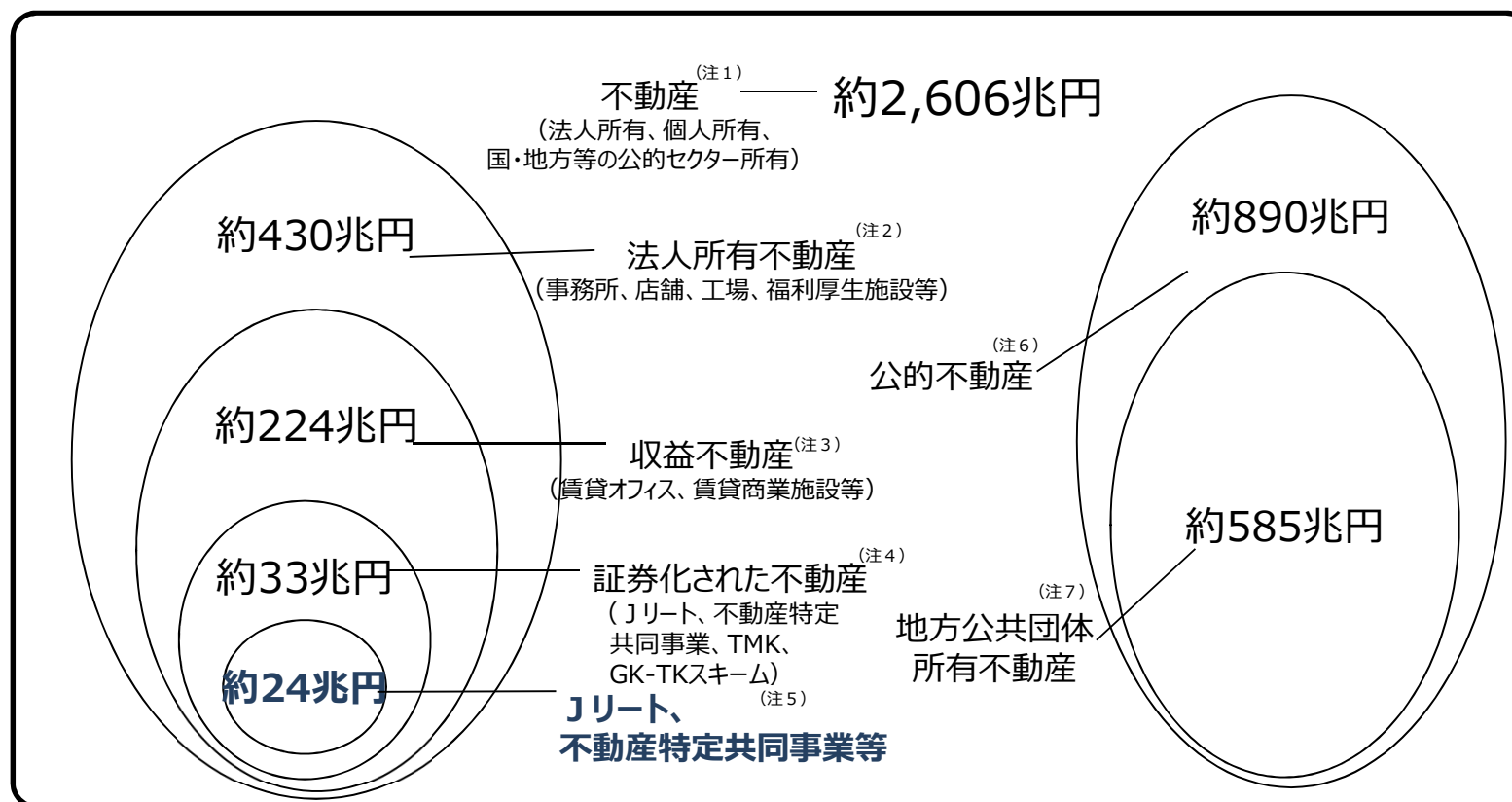
（施設利用者のメリット）

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズを反映した**質の高い公共サービスが提供**

（内閣府公表資料より国交省にて作成）

公的不動産(PRE)の活用

- 我が国の不動産約2,606兆円のうち、国及び地方公共団体が所有している不動産は約890兆円（全体の34%）を占めており、そのうち、**地方公共団体は60%を超える約585兆円を所有しているが、必ずしも十分に活用されているわけではなく、活用が求められている。**



(注1) 内閣府「国民経済計算（平成29年度確報）」より作成 ※住宅、住宅以外の建物、その他の構築物及び土地のストックの総額。法人所有、個人所有、国・地方等の公的セクター所有。
 (注2) 国土交通省「土地基本調査(平成25年1月1日時点)」より作成 ※事務所、店舗、工場、福利厚生施設等の法人が所有する不動産。なお、公的な法人も含むことから「公的不動産（注6）」と重複するものもある。
 (注3) PRUDENTIAL REAL ESTATE INVESTORS “A Bird’s eye View of Global Estate Markets : 2017 update ”（円換算）
 (注4) 国土交通省「不動産証券化の実態調査（平成29年度）」、投資信託協会「統計データ」より作成
 (注5) 国土交通省「平成29年度 不動産証券化の実態調査」、投資信託協会「統計データ」、ARES「私募リート・クォーター（2018年3月末）」より作成
 ※Jリート（2019年3月末）、私募リート（2019年3月末）、不動産特定共同事業（2019年度末）の合計額
 (注6) 内閣府「国民経済計算（平成29年度確報）」より作成 ※公的部門の固定資産及び土地の総額
 (注7) 内閣府「国民経済計算（平成29年度確報）」より作成 ※地方公共団体が所有する不動産の総額は、一般政府の所有する固定資産及び土地を総固定資本形成の累計額（昭和55年度～平成25年度）のうち地方の占める比率で按分したもの

包括的民間委託とは

○ 包括的民間委託とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるように、**複数の業務や施設を包括的に委託すること**を指す。

● 包括委託の対象とする業務や施設の範囲はさまざまなパターンがありうる。

【包括委託の手法の例】

- ①複数業務の包括 ②地区の包括 ③複数年度の業務の包括 ④異なる施設分野の包括 ⑤性能発注方式の採用

東京都府中市のケース（道路）

	路線A	路線B	...
巡回			
維持作業			
修繕			
....			

現在の包括範囲

新潟県三条市のケース（道路・公園・排水路）

	道路	公園	排水路
巡回			
維持作業			
点検			
....			

現在の包括範囲

石川県かほく市のケース（上下水道）

	下水道			農業集落排水			上水道		
	処理場		管路	処理場		管路	処理場		管路
	施設A	施設B	...	施設A	施設B	...	施設A	施設B	...
運転管理									
保全管理									

以前の包括範囲
以前の包括範囲

↑
現在の包括範囲

○ PPP/PFI推進首長会議にて聞く自治体の声

先行事例、官民対話の時期・方法、**事業スキーム**、官民のリスク分担、公募手続き、モニタリング方法等、**基礎的なことが分からない**。
・・・確かに、様々な手法を知っていることは大切

○ 先導的官民連携支援事業の申請事例

「にぎわいを創出するため、官民連携事業のスキーム検討が**必要**」
・・・スキームの検討よりもそれで何を**する**かが重要

○ サウンディングの場で聞く民間事業者の声

地方公共団体としての基本方針、事業の趣旨と目的を明確化してほしい。

地域のため、住民のために、何を目的に何をやりたいかが重要。

それがあれば、スキームは後からついてくる。

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策課題

IV . 地方公共団体における官民連携事業の進め方の
ヒント

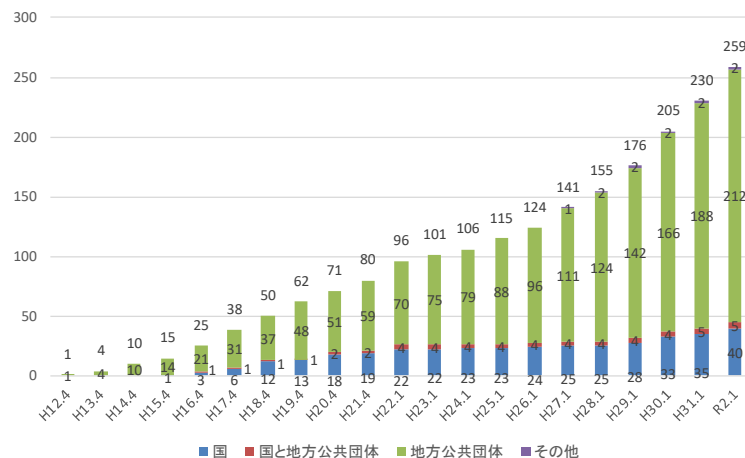
V . 今年度のサウンディング予定

VI . (参考)社会資本整備政策課、関係府省の施策

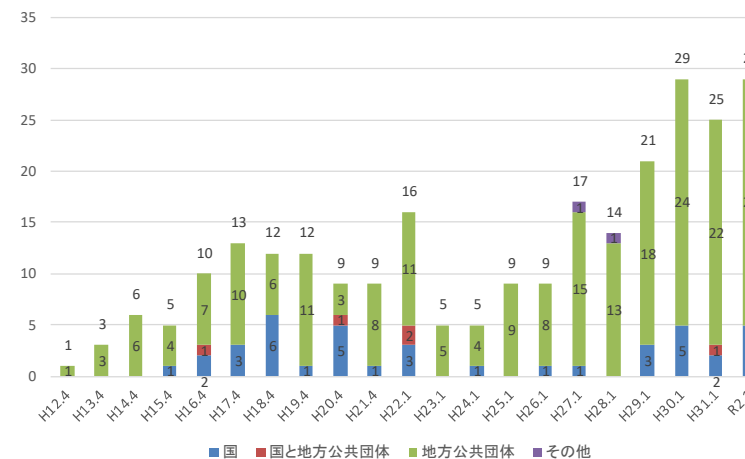
国土交通省関連のPFI事業の実施状況

- 令和2年1月時点で、国土交通省関連のPFI事業は累計259件。
- そのうち、国土交通省が行っている事業は45件。

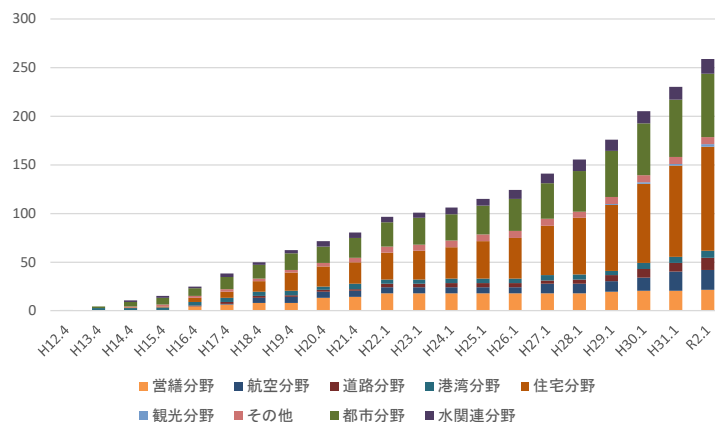
主体別累計件数



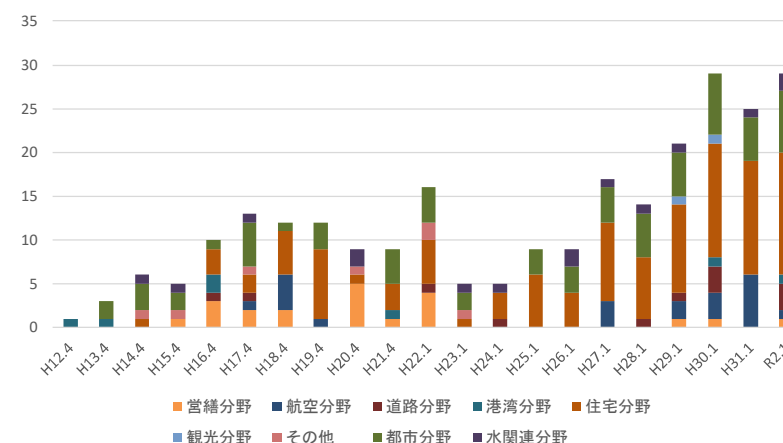
主体別年別事業増加件数



分野別累計件数



分野別年別事業増加件数



PFI法に基づくPFI事業のうち、国土交通省所管の公共施設等に係る事業又は国土交通省所管の補助金等（北海道局分を含む）に係る事業について掲載

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)概要

出典:内閣府資料

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

PPP/PFI推進のための施策

PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し	地域のPPP/PFI力の強化等	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施出来る業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図る ○共有物に対して公共施設等運営権を設定する際の円滑な事業運営確保等のため、共有物分割請求権の行使を制限する期間の特例を設けるなど必要な措置の検討を行う ○キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う ○SPC株式の流動化の促進のため、SPCの運営のあり方等をガイドラインで示す等の環境整備を行う ○機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体等への積極的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金により適切に支援するとともに、支援分野の拡大等、取組が加速するインセンティブの検討を行う ・PFI事業の事後評価等のマニュアルを作成・周知し、今後の事業の改善への活用を促す ・PPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、人材を活用する仕組み等を検討する ・コンセッション方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた創意工夫について、地方公共団体や民間事業者等へ情報共有する ○地域プラットフォームを通じたPPP/PFIの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるPPP/PFIの関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的活動を支援する ・地域経済活性化に資する事業の実施のための措置を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間提案制度に関する既存マニュアルについて、近年の活用実態・課題に応じた改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備を促すとともに周知する ○PFI推進機構の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の一層の掘り起こしを図る ・現在の設置期限の延長も含めて、今後のあり方の検討を行う ○国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件等の検討を行い、活用に向けた環境整備を行う

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野

空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

〔 水道【今後の経営のあり方の検討※30件:~令和3年度】※運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む
下水道【実施方針策定6件:~令和3年度】
クルーズ船旅客ターミナル施設【令和2年度末の状況等を見て令和3年度以降の数値目標を改めて検討】、MICE施設【6件:~令和3年度】、公営水力発電【3件:~令和2年度】、工業用水道【3件:~令和2年度】 〕

事業規模目標

21兆円(平成25~令和4年度の10年間)

〔 コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円 〕

PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年度改定版）

広域化・集約化

- 分野横断や広域連携による官民連携事業や公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。

キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野

- インフラの老朽化に加え地方公共団体職員が不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスを実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。

地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- 地域における新たなビジネス機会の創出など地域経済社会の活性化や社会的課題の解決につなげるため、地域におけるPPP/PFIの活用を推進し、地域経済好循環を拡大することが重要であり、地域の課題・事情に精通した地域の民間事業者や地域金融機関の積極的な参画及びイニシアティブの発揮、さらに、地域内外の民間事業者の交流が可能となる枠組みづくりが必要である。
- また、民間事業者の提案等を活用し、地域経済社会の活性化等に資するPPP/PFI事業が実施されるよう発注方法の工夫が必要である。

泉大津市域内で大阪府港湾局が所有するスポーツ施設（これまで泉大津市が指定管理者として管理）と泉大津市自身のスポーツ施設とあわせて、効率的・効果的な管理を行うため、両者を包括的に民間事業者が管理する指定管理者制度を導入。

事業概要

○対象施設

- ・泉大津市域内で大阪府港湾局が所有するスポーツ施設
（これまで泉大津市が指定管理者として管理）
- ・泉大津市自身のスポーツ施設

○事業手法 包括的民間委託

○事業内容

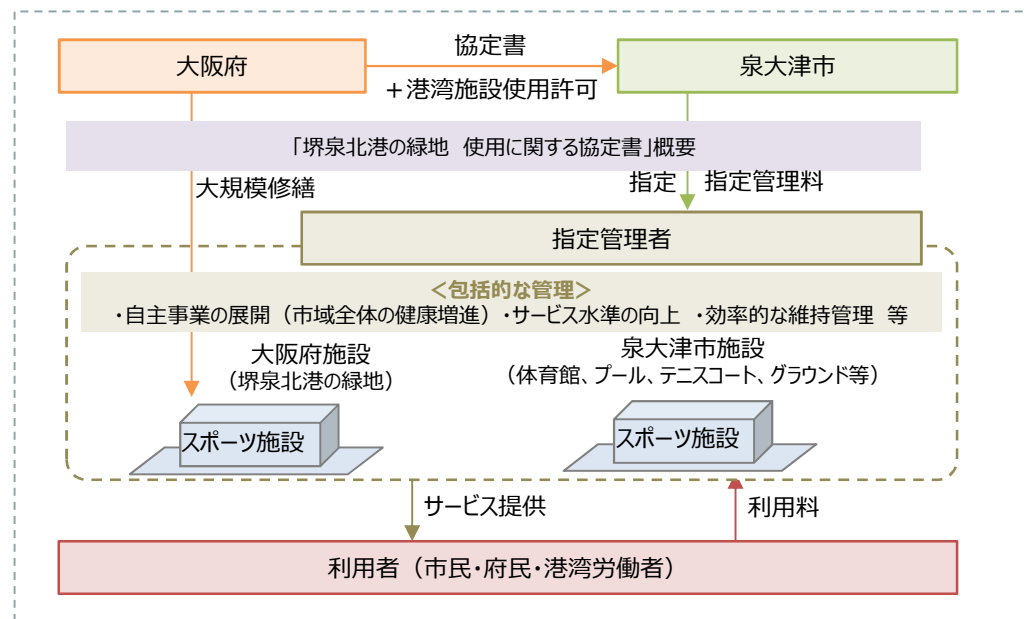
大阪府の港湾緑地にあるスポーツ施設と泉大津市のスポーツ施設について、泉大津市(泉大津市が募集・選定した指定管理者)が包括的な管理運営を実施

○事業期間 5年間(R2～R6年度)



事業の特徴

- 府市協定に基づき、大阪府は必要な修繕を担い、一方で泉大津市は指定管理者との協定に基づいてモニタリングを実施。
- スケールメリットを生かした利用者へのサービス水準の向上や維持管理の合理化、施設管理に伴う(指定管理者選定・外部委託 手続き等)事務手続き等の合理化が見込まれる。



キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

出典：令和2年2月7日民間資金等活用事業推進委員会
第21回計画部会 内閣府資料

<これまでの議論等>

- キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路・学校等）の維持管理は、特に官の関与が重要であり、官によるモニタリング等が十分行われる包括的民間委託については、積極的に進めていくべき。特に、長期委託を可能とするPFI方式を導入することは効果的。
- しかしながら、包括的民間委託を導入した地方公共団体は少なく、期間も短期間にとどまるなど、大ロット化（共同化・包括化）・性能発注化・長期化等を実現するための知見が不十分であるとともに、民間事業者に維持管理を適切かつ効率的に実施させるためのインセンティブの仕組みの事例が不十分。
※包括的民間委託を導入した累積地方公共団体数：27者（国土交通省調べ、2019年10月時点）
- また、海外では、公的財源や人材不足の中、アベイラビリティペイメント方式を活用しつつ、資金調達まで民間が行う事例が増えている。

<施策の方向性（案）>

- キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路・学校等）へ、官による適切な要求水準の提示や十分なモニタリングの実施など適切なルールが設定された包括的民間委託等の導入を積極的に推進するため取組の拡充を図るべきではないか。
（例：①モデル事業の積極的実施 ②ガイドライン等の策定 等）

地域経済活性化に資するPPP/PFI事業の推進

出典：令和元年12月20日民間資金等活用事業推進委員会
第20回計画部会 内閣府資料

<これまでの議論等>

- PPP/PFIを活用し、より効果的に地域経済活性化を図るためには、地域の課題・事情に精通した地域の民間事業者が主体的役割を果たせるとともに、地域のニーズに応じて活性化を実現しようとする企画等が適切に評価される枠組みが必要である。
- 地域の民間事業者が持つ強み・ポテンシャルを引き出し、且つ地域経済活性化につながる企画提案がなされるよう、工夫して事業者募集を行っていく必要がある。
- 地域金融機関の参画促進に向けた取組(事業初期から地域金融機関が参画できるような情報提供、インセンティブの付与等)を検討するべき。



< 施策の方向性 (案) >

- より多くの企業等の参画が促進されるように環境を整備すべきではないか。
(例：①PFI法第4条第3項の特定事業の実施に関する基本的な方針における配慮事項として、地域経済社会の成長に繋がるような提案等への十分な評価を行う等の努力義務の記載 ②PPP/PFI地域プラットフォームへの継続的な支援 等)

平成30年度におけるPFI事業受注動向

出典：内閣府資料

平成30年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式等を除く58事業について、選定グループにおける地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

▶ **地域企業※が参画している事業** : 86% (50/58件)

※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：(上段)選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数／全構成企業数
(下段)代表企業の属性(地域or地域外)

■ : 地域企業※が参画している事業

※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

分野	事業規模													
	10億円 契約金額 (落札金額) 100億円～													
教育・文化 (学校、学校空調、体育館、給食センター、文化交流施設等)	5 / 5社 ⑬地域	4 / 4社 (55)地域	0 / 10社 ⑰地域外	2 / 4社 ⑥地域	4 / 5社 ⑳地域外	0 / 2社 ⑳地域外	4 / 6社 ⑳地域	2 / 7社 ⑨地域外	2 / 7社 ⑭地域外	4 / 4社 (57)地域	1 / 4社 ⑩地域外	7 / 8社 ⑰地域	2 / 2社 ⑳地域	
	3 / 3社 ⑳地域	2 / 4社 (52)地域外	1 / 5社 ⑬地域外	3 / 6社 ⑰地域	12 / 13社 ⑰地域	1 / 4社 ⑳地域外	5 / 8社 ⑰地域	3 / 9社 ⑯地域外	4 / 7社 ⑳地域外	5 / 7社 ⑳地域			4 / 7社 ⑯地域外	
健康と環境 (医療、斎場、浄化槽等)	0 / 4社 ⑮地域外		1 / 1社 ⑰地域	1 / 1社 ⑰地域	0 / 2社 ⑰地域外				3 / 7社 ⑳地域外	7 / 10社 ⑰地域	3 / 5社 ⑬地域外		1 / 4社 ⑰地域外	
まちづくり (住宅、公園、下水道等)	1 / 1社 ⑱地域	1 / 1社 (58)地域	1 / 3社 ⑱地域	1 / 2社 ⑳地域	4 / 4社 ⑳地域	1 / 4社 ⑮地域外		9 / 9社 ⑰地域					2 / 7社 ⑰地域外	
	0 / 2社 (54)地域外	3 / 4社 ⑲地域外	3 / 5社 ⑱地域	4 / 4社 (51)地域	2 / 4社 ⑰地域			0 / 5社 ⑮地域外						
	2 / 2社 ⑰地域	2 / 2社 ⑰地域	1 / 4社 ⑯地域外	1 / 2社 (56)地域	2 / 7社 ⑰地域外			1 / 3社 ⑰地域外						
安心 (警察施設)		0 / 2社 ⑰地域外												
その他				2 / 3社 ⑳地域	5 / 5社 (53)地域					5 / 8社 ⑰地域	7 / 14社 ⑯地域外	0 / 2社 ⑰地域外		

(参考) 地域企業の参画を促したPFI事業の例

出典: 令和元年11月18日民間資金等活用事業推進委員会第19回計画部会 内閣府資料

○入札参加資格要件

1. 市内企業に一定金額以上の下請け業務を出すこと

例: 事業者は、市内業者のJVへの出資額、各構成員の分担工事額、及び市内の協力会社の契約金額との合計額は、市営住宅整備費の30%以上としなければならない。

○落札者決定基準

2. 市内企業が構成企業である場合に加点

例: 市内に本店・本社・支店等を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。

3. 地域経済への貢献について具体的に示されている場合に加点

例: 「市内経済への貢献に関する事項」として、「市内企業への発注」「市内人材・市内資材等の活用」「市内経済貢献への配慮」を審査項目として設定。

例: 「地域の活性化への貢献」の審査項目として、「構成企業及び協力企業における市内業者への金額配分割合(契約金額ベース)」「事業実施における市内業者の活用方策」等を設定。

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

III . PPP/PFIをめぐる政策課題

**IV . 地方公共団体における官民連携事業の進め方の
ヒント**

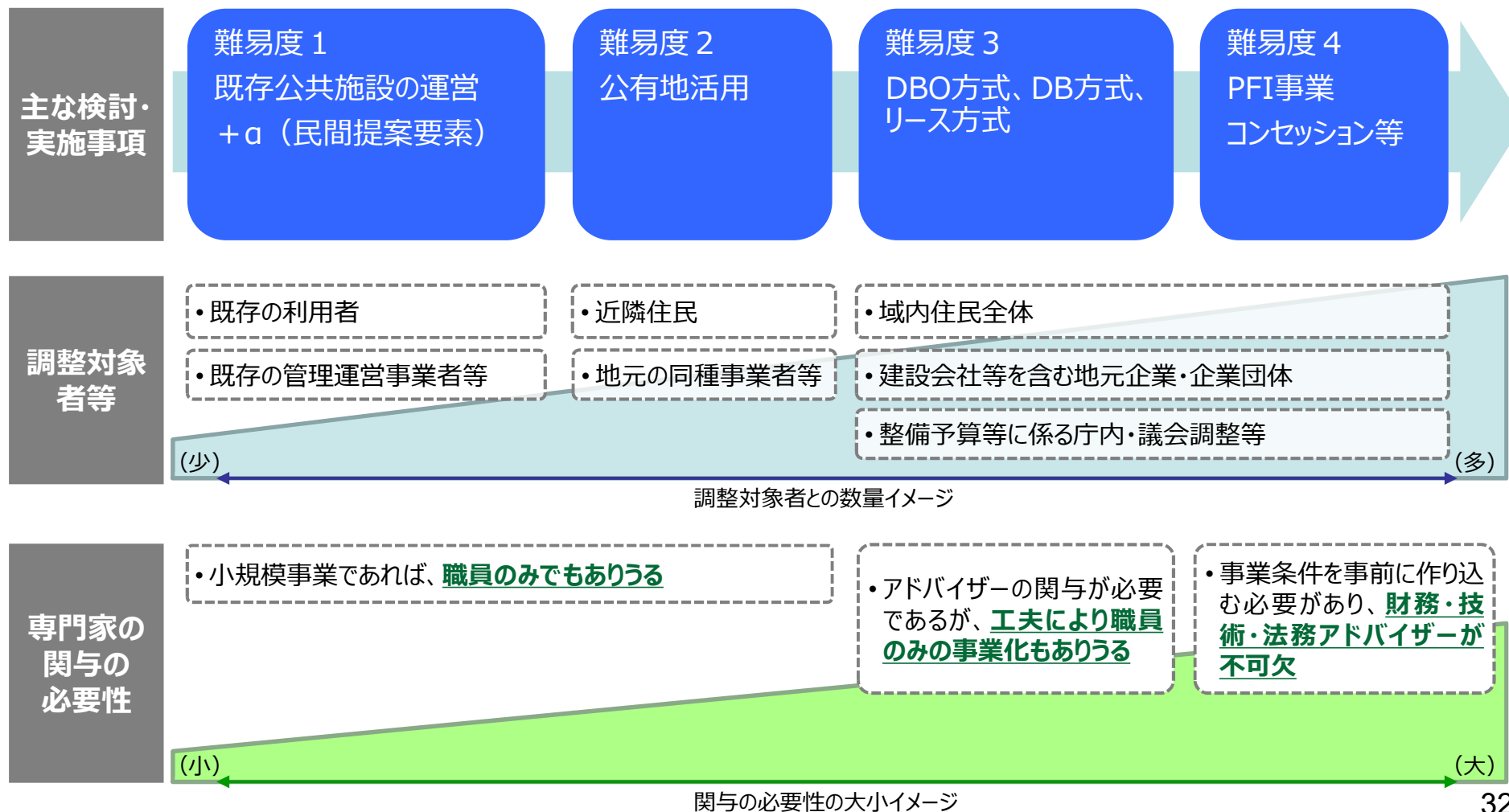
V . 今年度のサウンディング予定

VI . (参考)社会資本整備政策課、関係府省の施策

PPP/PFI事業の進め方のヒント ①実施可能なものから始める

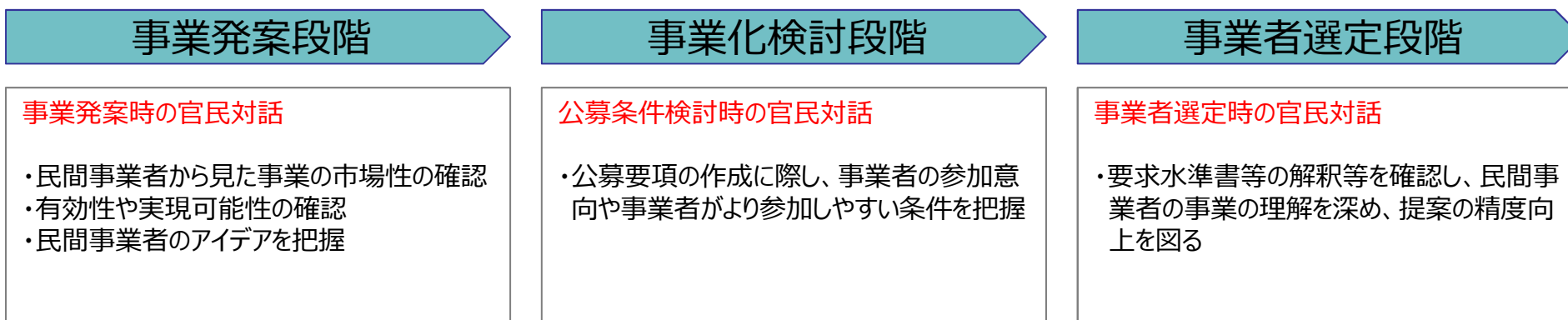
- 官民連携事業は、調整対象者、専門家の関与の必要性、事業の複雑さ等により難易度は異なる。
- 官民連携事業の推進にあたっては、調整対象者が比較的少ないなど容易なものから着手し、経験、ノウハウを積んでいくことも一案である。

調整対象者の多寡等からみた官民連携事業の事業種別の難易度のイメージ

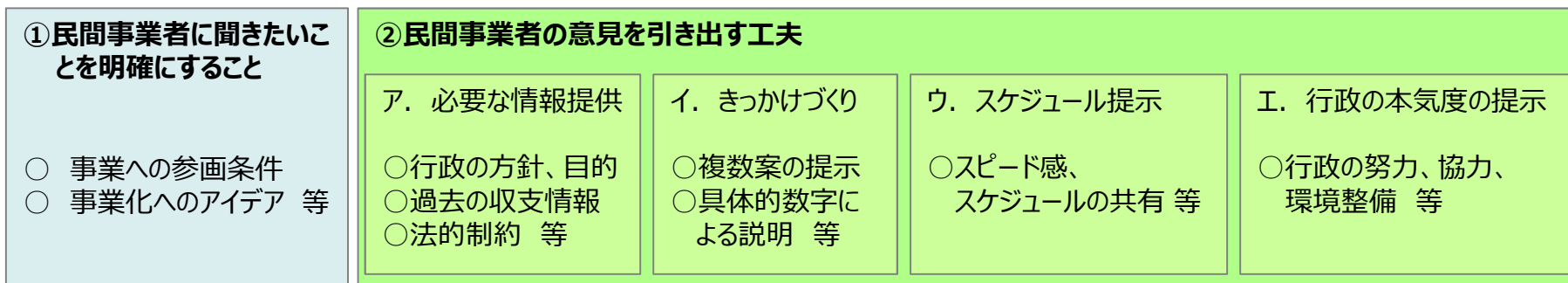


○ 従来の工事発注等とは異なり、民間事業者に対し、提案や参入意向を聴取し計画に取り込んだり、検討段階で広く情報提供し参入の意欲向上を図るための「官民対話（サウンディング）」を効果的に行うことが重要。

■官民対話（サウンディング）の流れ



■官民対話（サウンディング）のポイント



■官民対話（サウンディング）の手引き等

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html

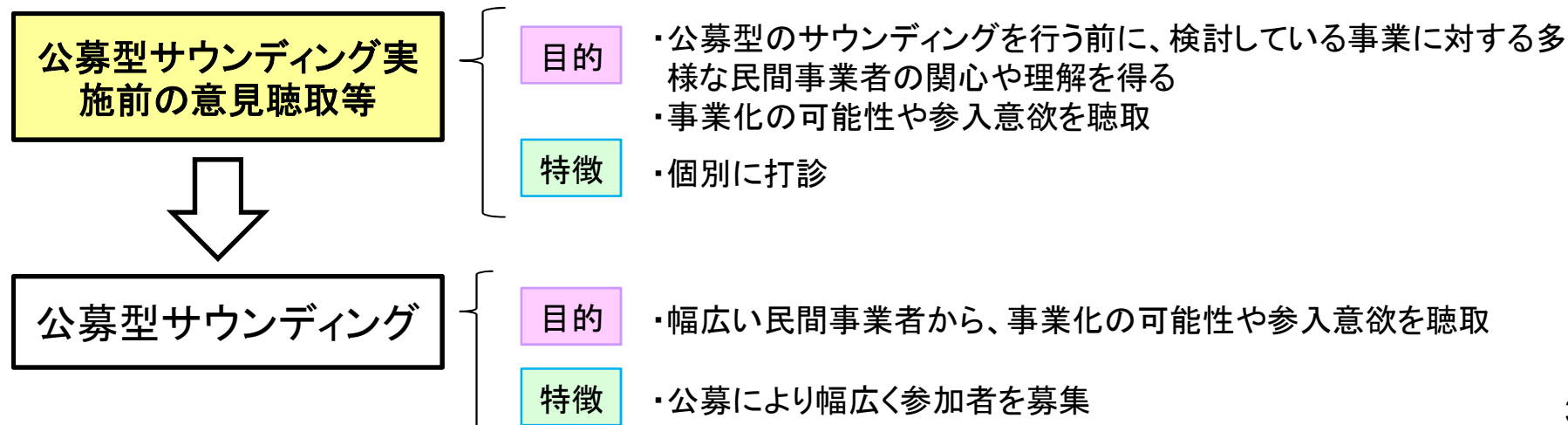
公募型サウンディング実施前の官民対話

- 事業発案段階において、民間事業者の事業に対する理解、興味関心等が得られていないまま公募型のサウンディングを実施した場合、建設的な意見を聴取できない可能性がある。
- そのため、公募型サウンディングを行う前に官民対話を実施し、民間事業者から事業に対する関心や理解を得ることが有効と考えられる。

公募型サウンディングをするためには準備が重要！

民間事業者の関心が得られないまま公募型サウンディングを実施した場合・・・

- ✓ 十分な参加者が集まらない サウンディングの周知が十分でない場合や事業に対する十分な理解、興味関心が得られていない場合は、参加者が集まらない可能性がある
- ✓ 事業者から建設的な意見を聴取できない 本来であれば実施可能なノウハウ・コンテンツを有する事業者がいるにもかかわらず、否定的な意見ばかり聴取されてしまう可能性がある



公募型サウンディング実施前の官民対話

○ 公募型サウンディング実施前の官民対話の対象は、幅広く設定し、事業者の特性を踏まえて意見を聴取する。

<対話の対象と意見聴取の視点>

実施対象(例)	意見聴取の視点
① 類似施設の官民連携事業の実績を有する事業者	事業実績を踏まえた事業の実現可能性や事業実施条件等
② 先進的な取組みを行う事業者 例: 飲食、物販、アウトドア関連、社会課題(子育て支援や高齢者ケア等)に取り組む事業者(官民連携事業の経験は問わない)	事業者の事業領域を踏まえた 事業の発想を膨らませるような意見・アイデア
③ 地元関連事業者	地域活動との連携可能性、官民連携事業化に伴う影響や懸念
④ 現在の指定管理や維持管理の受託事業者	対象事業の現状及び事業における課題

<主な質問項目例>

項目	概要
現在の指定管理者や維持管理等の受託事業者向けの主な質問事項	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 現在の利用状況(混雑状況、空き状況等) 中心となる利用団体等 利用者から寄せられる主な苦情・要望 等 主な利用者の属性(時間別等) 指定管理者等による自主事業の実施状況、集客状況
対象事業に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料、委託料などの適正性に係る意見 施設・設備の老朽化に係る課題 現状、必要性を感じているが、指定管理料や委託料の制約等から実施できていないことの有無 等
その他対話先への主な質問事項	
実績・経験等	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業と類似する事業に係る実績、参考とすべき事例等 類似実績において工夫等した点、民間ノウハウを発揮できた点 等
対象事業に係る評価	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業のバリューアップのポテンシャル(利用者数の増加やコスト縮減、自主事業や収益事業の実施等)に係る意見 対象事業以外の事業との包括管理による魅力向上、スケールメリットの享受可能性 余剰床や敷地余剰地、隣接公有地等に係る利活用の可能性 等
スキームに係る意見	<ul style="list-style-type: none"> 事業範囲に係る要望(特に修繕・改修等に係る部分をどこまで民間事業者が実施するか等) 想定される事業手法(PFI、指定管理、業務委託、定期借地権等)
参入可能性	<ul style="list-style-type: none"> 事業化された場合の参入意欲(ぜひとも参加したい、条件によっては参加したい、参加は困難等の別)及びその理由 参加意欲を高めるための事業条件上の要望 等

1. 事業内容に関する事項

○ 対象となる事業

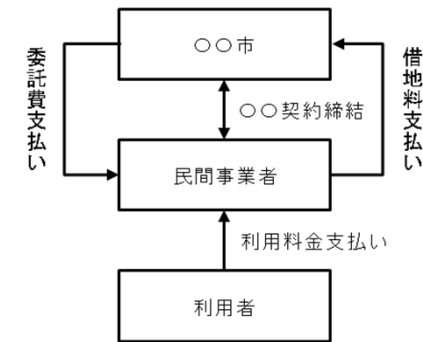
- ○○施設：XXXXXXXXXX
- ○○施設：XXXXXXXXXX
- ○○施設：XXXXXXXXXX
- ○○施設：XXXXXXXXXX

事業の対象となる施設ごとに、どのような整備または運営を想定しているかを記載します。

○ 事業スキーム概要

- 事業手法：PFI、DBO、指定管理者など、想定しているスキームを記載
- 事業期間：想定している事業期間（○年から○年などレンジでも可）を記載
- 支払いスキーム：公共・利用者からの支払いの有無などを記載。独立採算事業化を目指す場合には、その旨も記載する
- その他条件：公有地活用事業であれば借地権の種類や借地料の考え方、など、その他必要な条件を記載する

【スキーム図】



スキーム図については、地方公共団体及び民間事業者を中心に、どのような関係者が存在し、どのようなお金の流れが発生しているかを中心に記載します。

2. 事業実施上の条件

○ 事業者の業務範囲

- 既存建物の解体
- 施設整備に係る事前調査
- 施設の設計・施工及び関連業務
- 管理運営に関する業務
- 修繕に関する業務
- その他業務
 - 余剰床の有効活用
 - 利便施設の整備
 - 自主事業の実施

○ 主な契約条件、リスク分担

- 指定管理料、委託額、サービス対価にx係る条件
 - 過年度の実績値を記載することも可能
- (公有地活用が含まれる事業の場合) 借地料、使用料の水準、決定方法
 - 公有財産の貸付規則(固定資産税評価額の○% 等)などを記載することも可能
- その他、配慮すべき事項(土壌汚染、地下埋設物、施設の劣化状況、駐車場のキャパシティ、道路交通状況、隣接敷地との調整など)があれば記載する

3. 事業実施スケジュール

年度	月	内容
令和○年度	○月	事業説明会開催
	○月	公募型サウンディングの実施
令和○年度	○月頃	公募開始
	○月頃	提案書締め切り
	○月～○月	提案審査
	○月頃	事業者選定
	○月頃	契約締結
令和○年度	○月頃	設計着手
令和○年度	○月頃	工事着工
令和○年度	○月頃	竣工・引き渡し
	○月頃	供用開始

今後想定されるスケジュールを記載します。
 民間事業者にとって特に気になるポイントは以下の通りです。以下のポイントが分かるよう、スケジュールを記載してください

【民間事業者の気になるポイント例】

- 公募開始時期がいつからなのか
- 十分な提案準備期間が確保されているか
- （新設事業の場合）十分な設計期間、工事期間が確保されているか
- 供用開始のタイミングに制約があるか 等

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

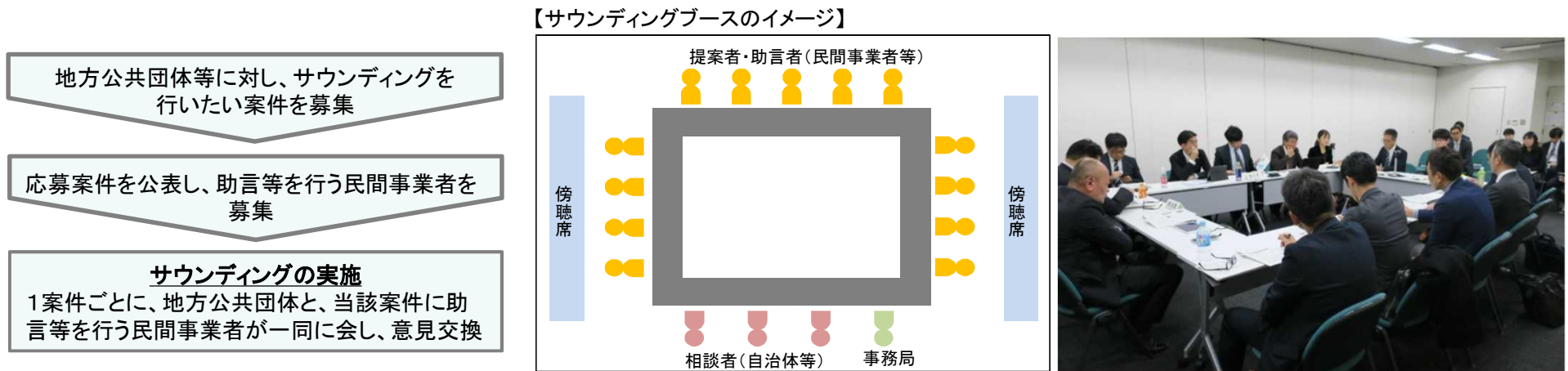
III . PPP/PFIをめぐる政策課題

IV . 地方公共団体における官民連携事業の進め方の
ヒント

V . 今年度のサウンディング予定

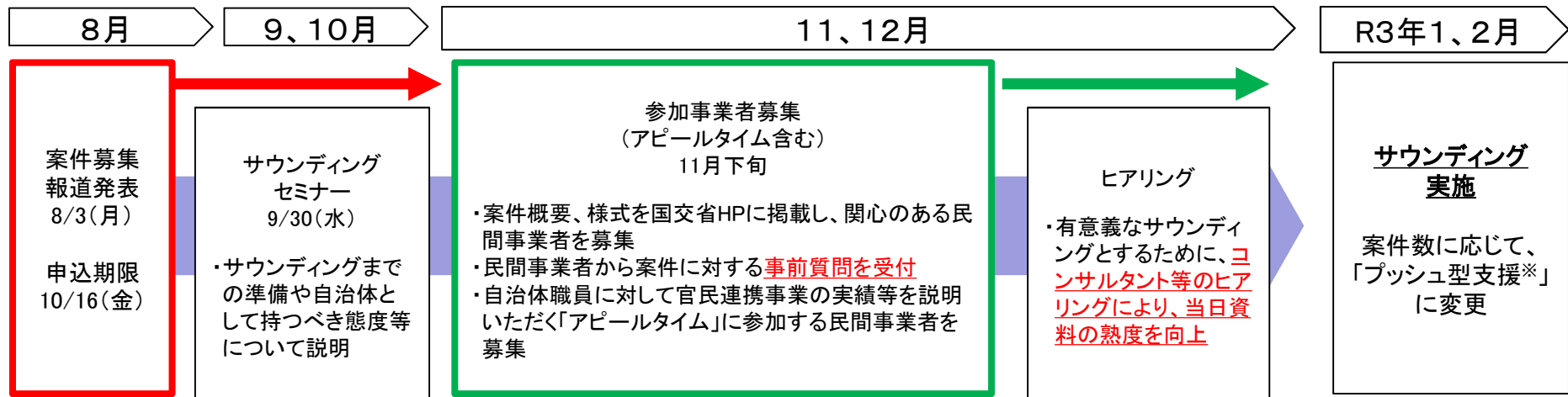
VI . (参考)社会資本整備政策課、関係府省の施策

○ブロックプラットフォーム サウンディングの流れ



(参考) 令和元年度東北ブロック サウンディングの様子

○開催までの流れ



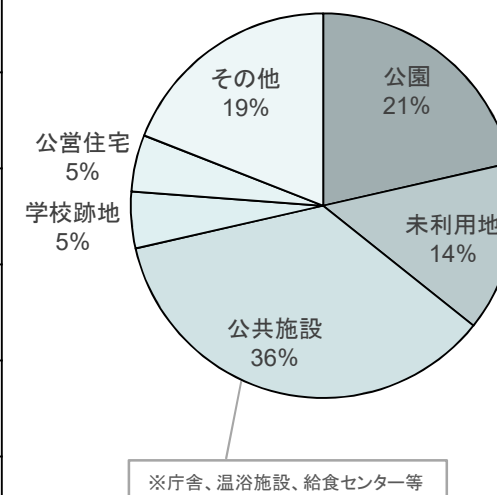
〔※国土交通省や事務局が複数の地方公共団体に出向いて、周辺団体の案件も含めて、個別相談を実施すること〕

(参考) 令和元年度サウンディングの実施状況

- 全国6会場で開催し、71自治体から84件の応募
 H30年度:平均13.5件/会場 ⇒ R1年度:平均**14.0**件/会場
- 地域事業者への声かけを強化し、参画民間事業者が増加
 H30年度:平均5.8社/件 ⇒ R1年度:平均**6.2**社/件
- R1年度は、民間事業者のアピールタイムを設けることで、官民双方向の対話とする意識を醸成
 R1年度は延べ**36社**に登壇いただき、**322名**の自治体担当者が参加

開催地	開催日	会場	案件数	参加事業者数
東北	11月25日(月)	フォレスト仙台	18件 (14自治体)	108社 (6.0社/件)
関東	12月5日(木)	TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター	15件 (13自治体)	138社 (9.2社/件)
中部	12月2日(月)	ウインクあいち	12件 (10自治体)	104社 (8.6社/件)
近畿	11月26日(火)	TKP大阪本町カンファレンスセンター	21件 (18自治体)	78社 (3.7社/件)
中国	11月29日(金)	岡山国際交流センター	6件 (6自治体)	32社 (5.3社/件)
九州・沖縄	11月22日(金)	福岡県中小企業振興センター	12件 (10自治体)	64社 (5.3社/件)

【事業分野】



官民対話について公表している資料

地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き

(令和元年10月更新 国土交通省総合政策局)

地域プラットフォームの取組から得られた「円滑な官民対話」のポイント

(令和2年1月更新 国土交通省総合政策局)

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに対する運用ガイド

(平成28年10月 内閣府・総務省・国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000053.html

PPP／PFI事業を促進するための官民間の対話・提案 事例集

(平成27年6月 国土交通省総合政策局)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html

地方ブロックプラットフォーム サウンディングHP

(国土交通省総合政策局)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000015.html

ア 民間事業者に聞きたい事項を明確にすること

○ 官民対話を通じて案件形成のための手がかりを得るためには、民間事業者に聞きたい事項を明確にする必要があります。

(ア) 地方公共団体が民間事業者に期待することを明確にすることにより、民間事業者は、事業に対する具体的な意見やアイデアを提示することができます。

例) 地方公共団体が民間事業者に期待すること

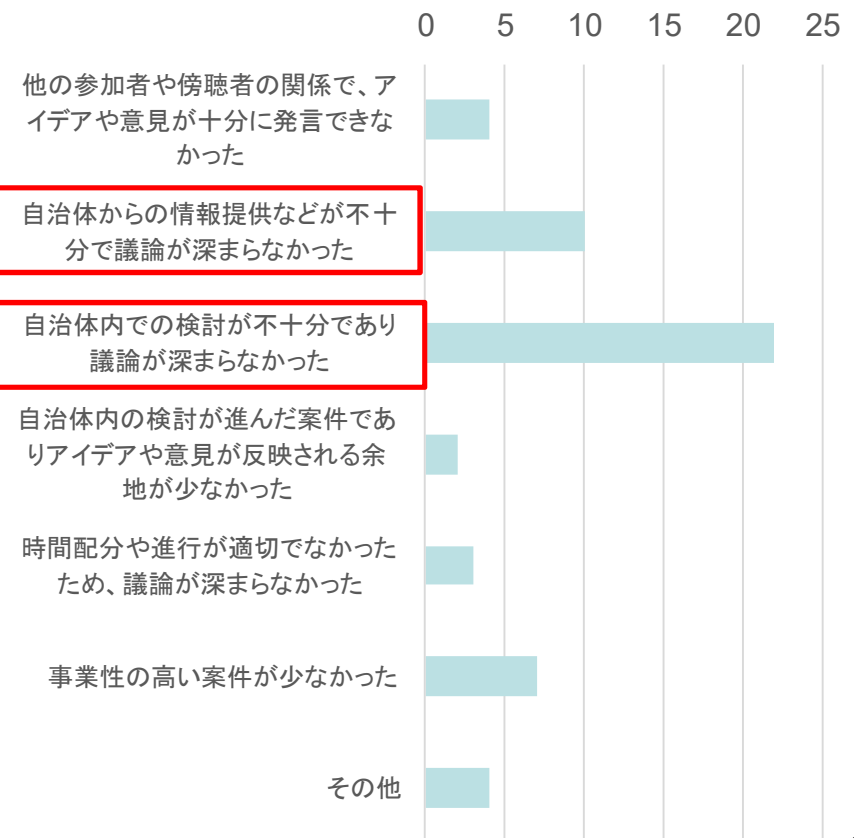
- 事業への参画条件
- 事業化のアイデア
- 収益事業を付帯する方法
- 行政が策定した事業化方針に対する課題とその解決策
- 資金調達の方法

(イ) 事前にどのような立場の民間事業者から意見をもらいたいのかを示すことにより、より有意義な官民対話とすることができます。

官民対話自体を有意義であると感じる民間事業者が多い一方で、地方公共団体からの情報提供が不足している、その取組方針が不透明であると感じる民間事業者もいます。

(参考) 令和元年度 ブロックプラットフォームサウンディング参加者・傍聴者アンケートより、「サウンディングが有意義でなかった」と回答した理由

N=52(複数回答あり)



イ 民間事業者の意見を引き出す工夫

(ア) 事前の基本的な情報整備

- 行政からの具体的な情報開示がない限り、民間事業者からアイデアを引き出すことは困難です。
- 民間事業者からアイデアを引き出すためのデータや事業の経緯等、事業を行う際に必要と思われる情報を示すことが必要です。第一に、地方公共団体としての基本方針、事業の趣旨と目的を明確化することが必要です。

【民間事業者が求める基本情報】

- ・ 地方公共団体の基本方針、事業目的
- ・ 施設の過去3年程度の収支情報
- ・ 施設の交通アクセスや立地状況
- ・ 施設に存在する法的制約
- ・ 施設の諸元(築年数、規模、面積、耐震性等)
- ・ これまでの検討経緯、スケジュール
- ・ 地方公共団体として工面できる事業費の想定
- ・ 庁内、議会、地域住民、関係機関との合意形成状況 等

【特に注意が必要な文言】

『民間収益施設導入』、『賑わい創出』

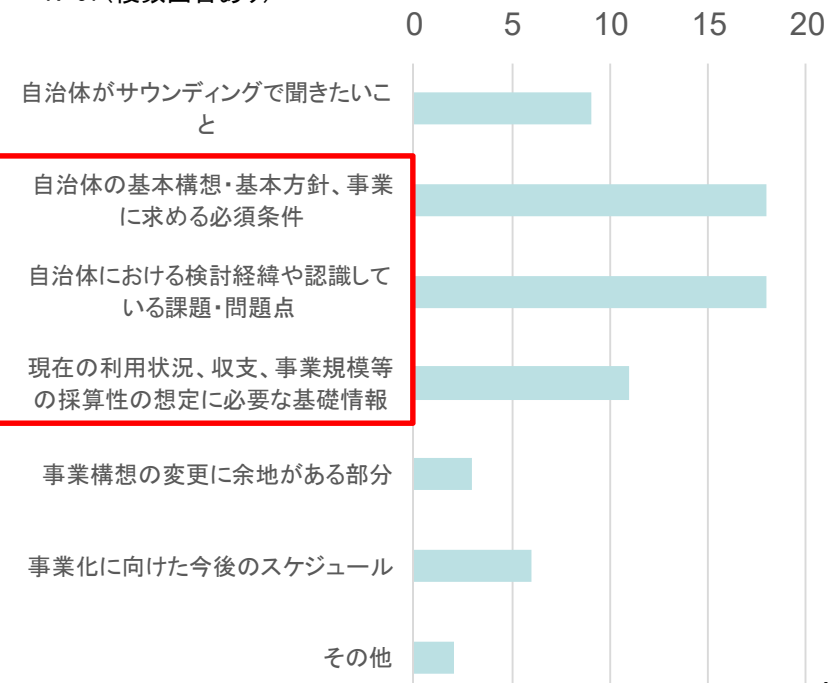
この文言だけを示されても民間事業者には地方公共団体が目指すものが伝わりません。どのような人々(域内/域外、年齢層等)を集めたいのか、収益事業を行って全体としてどのような地域を目指すのか等、地方公共団体としての考え方を示すことが重要です。

【留意事項】

官民対話において、民間事業者が必要とする情報は、相談する案件の方針や計画、事業手法などによって変わります。

(参考) 令和元年度 ブロックプラットフォームサウンディング参加者・傍聴者アンケートより、不足していた情報

N=67(複数回答あり)



イ 民間事業者の意見を引き出す工夫

(イ) 意見を引き出すきっかけづくり

- 官民対話の内容についてコンサルタントや有識者から事前にアドバイスをもらうなどの工夫や、複数の事業パターンの想定、具体的な数字をもった説明など民間事業者の意見を引き出すきっかけづくりが必要です。
- 民間事業者の優れた提案に対して公募時に加点するなど、提案を引き出すためのインセンティブを設定している地方公共団体もあります。

【民間事業者の声】

- ・ 地方公共団体がサウンディングに参加する前に、サウンディングの内容について、コンサルタントや有識者から事前にアドバイスをもらい、協議内容をブラッシュアップしてから臨んで欲しい
- ・ 事業の方針を含めて、複数の事業パターンを用意して欲しい
- ・ 地域住民や施設利用者のヒアリング結果等を事前にとりまとめるとともに、それらに対する地方公共団体の対応方針を準備して欲しい
- ・ 現在の公共施設の状況について、具体的な数字をもって説明して欲しい
- ・ 良い提案であれば、地方公共団体側も予算化を検討して欲しい

【インセンティブの例】

ある市においては、農林産物加工直売所の更なる充実に関してサウンディングを行った際に、提案した内容が採用された場合に提案事業者が指定管理者公募時の審査で加点が受けられるインセンティブを設定。

(ウ) スケジュール等の提示

- 民間事業者が事業の提案をする際には、前提となる事業のスピード感を想定することが必要であり、官民対話の際にスケジュール感を共有できるようにすることが必要です。

【民間事業者に説明すべき点】

- ・ 今後の庁内検討、事業化のスケジュール
- ・ 法令による制約
- ・ 事業化の際の担当部署
- ・ 事業実施に至る庁内の検討体制
- ・ 地域住民や議会への説明

等

イ 民間事業者の意見を引き出す工夫

(エ) 行政の本気度の提示

- 行政の取組姿勢により、パートナーとなる民間事業者の思いも違ってくることを意識することが大切です。
- 官民対話には「民間事業者に全てを委ねる」という姿勢ではなく、むしろ一緒に良いものをつくりあげていくという考えで臨むことが大切です。
- まずは、官民対話後にその内容を示すとともに、民間事業者の意見・提案に対する対応方針を示すことが、民間事業者に行政の本気度を伝えることとなります。

【民間事業者の意識】

民間事業者からは、地方公共団体が、官民対話の場を単なる企業誘致のツールとして捉えているのではないかと懸念の声も聞かれる。特に、民間事業者の意見・提案に対する地方公共団体の対応方針が示されない場合、官民対話への徒労感につながる。

【民間事業者が行政との協働を念頭に官民対話に求めていること】

- ・ 全国の地方公共団体との繋がりを築きたい
- ・ 全国の地方公共団体の情報を収集したい
- ・ 様々な地方公共団体の考え方を共有したい
- ・ 自らのアイデアを採用してもらえる可能性を確認したい
- ・ とともに事業を行う可能性を判断したい



- 民間事業者は官民対話で行政の**本気度**を見極めています。
- 行政が民間事業者とともに協働していく姿勢を示すことが大事です。
- まずは、官民対話で示された意見・提案に対して、次にどのように進めていくか対応方針を示しましょう。

今年度はR3年1月～2月にサウンディング開催予定
まずは、案件登録をお願いします！

資料等の熟度向上に向けて、国土交通省やコンサルタントから支援させていただきますので、是非御検討ください。

その他、御不明な点ございましたら、
社会資本整備政策課HPを御参照ください。

■ : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

I . PPP/PFI推進の背景

II . PPP/PFIとは何か

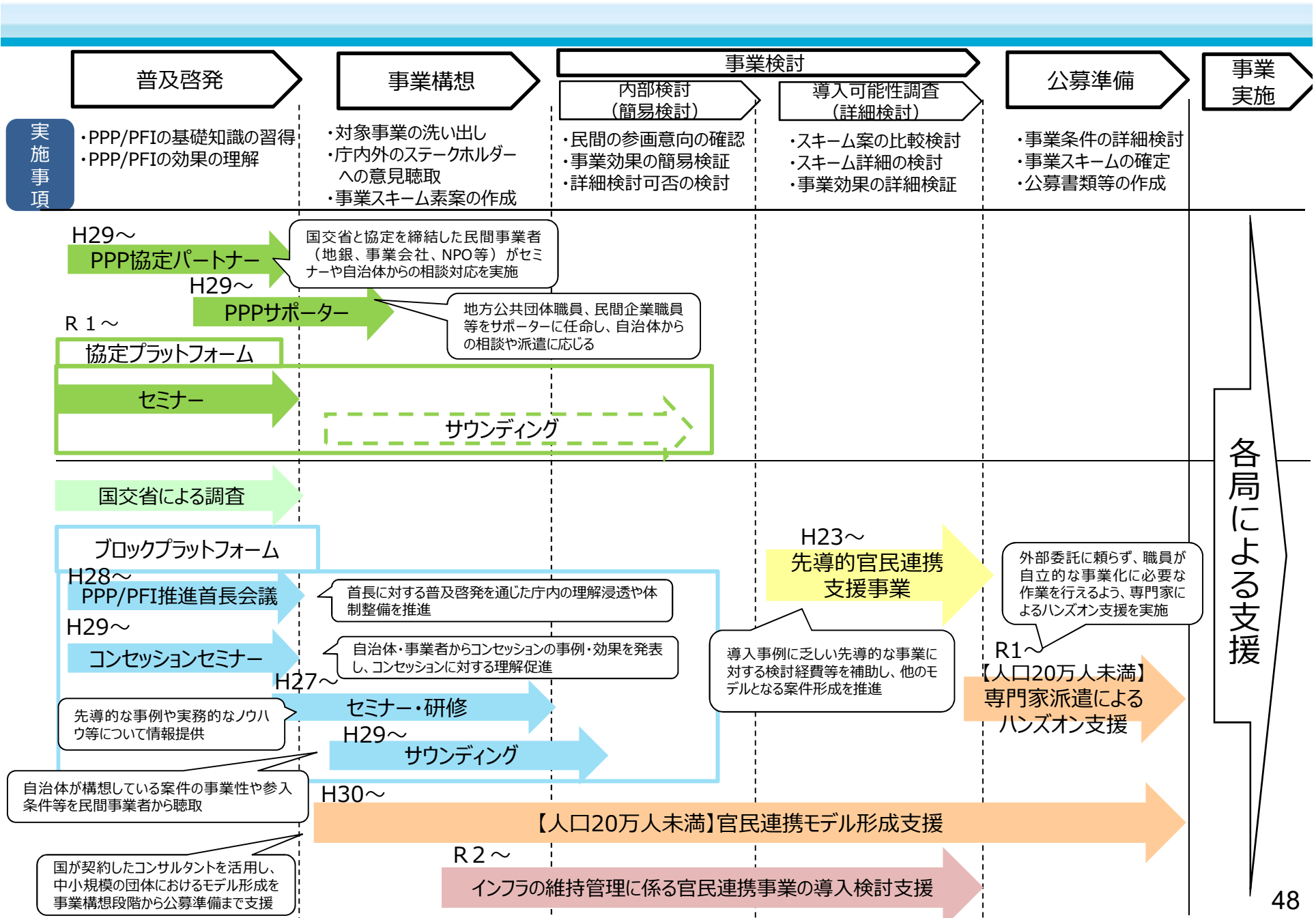
III . PPP/PFIをめぐる政策課題

IV . 地方公共団体における官民連携事業の進め方の
ヒント

V . 今年度のサウンディング予定

VI . (参考)社会資本整備政策課、関係府省の施策

社会資本整備政策課におけるPPP/PFI推進施策の全体像



先導的官民連携支援事業の概要

- 地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。
- 令和2年度予算からは、I型の一部を切り出し、人口20万人未満の団体を対象とした支援制度を創設。

タイプ

- (イ) **事業手法検討支援型** : 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査
 - うち中小規模団体枠** : (イ)のうち、人口20万人未満の地方公共団体が行う公共施設等の集約・再編等に係る官民連携事業の導入検討のための調査
- (ロ) **情報整備支援型** : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象経費

コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）

補助率・補助限度額

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

(注) 都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

補助要件

調査対象が国土交通省の所管する事業であること、調査報告書を公開すること等

H23～R2の支援実績

年度	申請数（件）	採択数（件）
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
H29	52	25
H30	72	27
R1	45	29
R2	39	24
計	505	240

専門家派遣によるハンズオン支援

目的

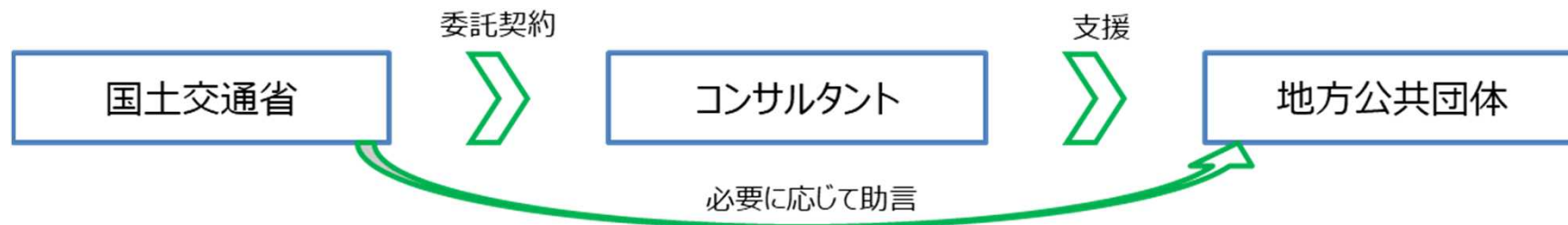
専門家を派遣し、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募書類作成等事業化に向けて必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行い、当該地方公共団体の案件形成を推進するとともに、地域プラットフォームに参画している地方公共団体にその成果を横展開する。

支援対象

将来、継続してPPP/PFI事業の導入を検討する意向のある人口20万人未満の地方公共団体

支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを専門家として地方公共団体に派遣し、地方公共団体職員自らが行うサウンディングの実施や必要な書類の作成、自立的にPPP/PFIを実施するための体制構築に対してハンズオン支援を行う。



<具体的な支援例>

- ・ 民間事業者への個別ヒアリング、サウンディングの準備・実施支援（資料作成やサウンディング等への同席等）
- ・ サウンディング等の結果を踏まえた事業スキームの詳細検討に対する助言
- ・ 募集要項等公募資料の作成支援
- ・ 事業者選定に係る諸手続に対する助言

官民連携モデル形成支援

目的

人口20万人未満の地方公共団体における官民連携事業のモデルを形成するため、地域課題の確認から事業化に至るまで支援することにより、そのプロセスやスキームの幅広い展開を図ることを目的とする。

支援対象

以下のいずれかの官民連携事業（国土交通省所管事業を含むものに限る。）を調査・検討する人口20万人未満の地方公共団体を対象とする。

【平成30年度】

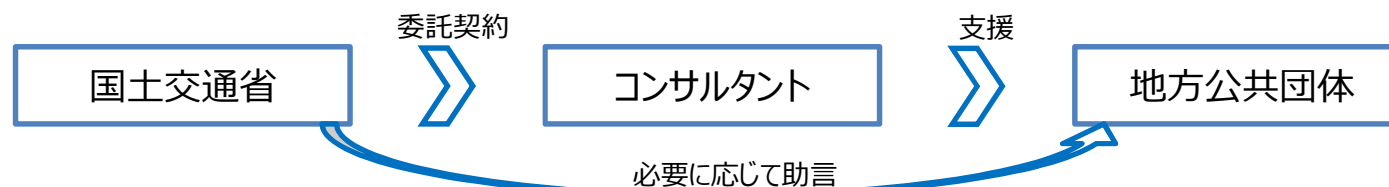
- ① 分野連携による官民連携事業
ex. 道路・公園事業等の補修・修繕、維持管理業務等の包括的民間委託
- ② 広域連携による官民連携事業
ex. 基礎自治体を跨いだ広域的な公共事業の包括的民間委託

【令和元年度拡充】

- ③ 官民が連携して実施する公共施設等の集約・再編事業
- ④ インフラの老朽化対策としての官民連携事業
ex. 公園、公営住宅、公共施設等の集約再編・更新に伴う官民連携による複合施設の整備

支援内容

上記①～④の事業を実施するに当たって必要となる調査・検討、関係資料の作成等について、国土交通省がコンサルタントを活用しつつ、2～3年程度の期間で支援を行う。



目的

老朽化や技術職員数の減少などインフラの維持管理に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や導入に際しての課題やその対応方針を明らかにするため、インフラの維持管理分野に係る官民連携事業の導入検討を行う地方公共団体を支援する。

支援対象

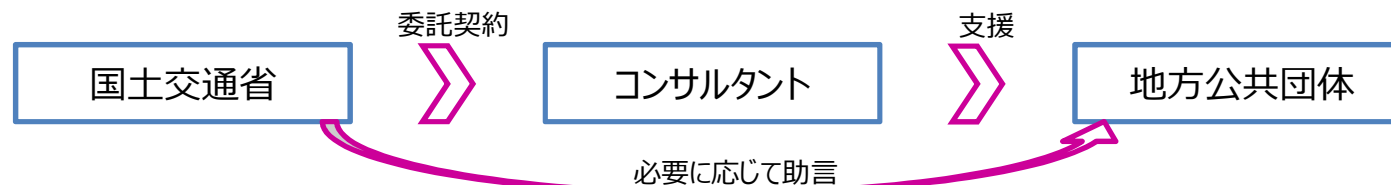
国土交通省所管のインフラのうち料金収入を徴収しないもの※の維持管理に係る官民連携事業の導入を検討する地方公共団体を対象とする。

Ex) 包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

※ 道路、橋梁、河川、公園等

支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、官民連携事業を導入するに当たり必要となる調査・検討等を支援する。



【具体的な支援例】

- ① 先行事例の研究・整理及び助言
- ② 対応策・スキームの検討支援
- ③ 法制度・財政制度面等における導入に際しての課題の整理及び解決策の検討支援
- ④ サウンディングの支援

国土交通省とPPP協定を締結した民間事業者が、協定パートナーとして、地方公共団体職員・地場企業向けにセミナーの開催や個別相談、データベースの提供を通じ、PPP/PFIの普及・啓発を行います。

国土交通省

PPP協定

協定パートナー

国土交通省

国土交通省は、協定パートナーの活動の広報や協定パートナーへの情報提供、協定パートナー主催セミナーへの職員派遣等を通じて、協定パートナーの活動を支援します。

セミナーパートナー

セミナーパートナーは、各々の強みを活かして、地方公共団体職員、地場企業等を対象としたPPP/PFIに関するセミナーを開催します。セミナーの参加費は無償です。

金融機関パートナー

金融機関パートナーは、地方公共団体職員及び地場企業の方を対象に、PPP/PFIに関する相談対応や情報提供を実施します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。

個別相談パートナー

個別相談パートナーは、地方公共団体職員及び地場企業の方を対象に、PPP/PFIに関する相談対応を実施します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。

データベースパートナー

データベースパートナーは、PPP/PFIに関するデータベースを提供します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。

【セミナーパートナー】（10者）

株式会社オリエンタルコンサルタンツ
 一般社団法人国土政策研究会
 大和リース株式会社
 玉野総合コンサルタント株式会社
 日本管財株式会社
 一般財団法人日本不動産研究所
 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
 株式会社ブレインファーム
 株式会社北海道銀行
 株式会社YMFG ZONEプランニング

【金融機関パートナー】（15者）

株式会社青森銀行
 株式会社秋田銀行
 株式会社鹿児島銀行
 株式会社きらぼし銀行
 株式会社山陰合同銀行
 株式会社静岡銀行
 西武信用金庫
 多摩信用金庫
 株式会社北都銀行
 株式会社北洋銀行
 株式会社北海道銀行
 株式会社北國銀行
 株式会社三井住友銀行
 株式会社山梨中央銀行
 株式会社横浜銀行

【個別相談パートナー】（44者）

株式会社アプレイザルジャパン	大日本コンサルタント株式会社
一般社団法人いしかわエネルギー・マネジメント	大和リース株式会社
株式会社エイト日本技術開発	株式会社地域計画建築研究所
株式会社NJS	株式会社地域経済研究所
NTTインフラネット株式会社	中央コンサルタンツ株式会社
株式会社エンジョイワークス	デロイト・トーマツグループ
株式会社小野建築研究所	中日本建設コンサルタント株式会社
株式会社オリエンタルコンサルタンツ	日本PFIインベストメント株式会社
株式会社九州経済研究所	一般財団法人日本不動産研究所
ケイスリー株式会社	隼あすか法律事務所
株式会社建設技術研究所	PwCアドバイザリー合同会社
国際航業株式会社	株式会社日比谷花壇
一般社団法人国土政策研究会	株式会社福山コンサルタント
株式会社五星	株式会社ブレインファーム
株式会社コトブキ	ベックス株式会社
株式会社コプラス	株式会社松下設計
株式会社シー・アイ・エス計画研究所	ミズノ株式会社
シダックス株式会社	八千代エンジニアリング株式会社
清水建設株式会社	株式会社URリンケージ
株式会社スペースバリューホールディングス	ユーミーコーポレーション株式会社
積水ハウス株式会社	ランドブレイン株式会社
特定非営利活動法人全国地域PFI協会	株式会社YMFG ZONEプランニング

【データベースパートナー】（1者）

特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会

※五十音順

国土交通省PPPサポーター制度 概要

目的

地方公共団体における主体的なPPP/PFIの推進を図るため、PPP/PFI事業に係る豊富な実務経験や知識を有する者を任命し、任命された者（「国土交通省PPPサポーター」以下「サポーター」という。）が地方公共団体等に対し知見・ノウハウの提供を行う。

サポート方法

A：メールサポート

メールにて質問票を国土交通省に送付。国土交通省からサポーターに依頼のメールを送付し、回答についてはサポーターから送付。



B：派遣サポート

メールにて依頼票を国土交通省に送付。国土交通省がサポーターと調整を図り、サポーターが地方公共団体に訪問し、個別相談や講演等を実施。（※交通費等は依頼者負担。）



国土交通省PPPサポーター一覧

No.	所属	部課室	氏名
1	旭川市	環境部 廃棄物政策課 施設整備担当課長	上村 正彦
2	盛岡市／岩手県立大学公共政策研究所客員研究員	商工労働部ものづくり推進課主査／博士(総合政策)	上森 貞行
3	紫波町	企画総務部 企画課長	鎌田 千市
4	富山市	企画管理部 行政経営課 主幹	山口 雅之
5	習志野市	総務部 情報政策課長	早川 誠貴
6	八千代市	総務部 庁舎総合整備課 主幹	井手 潤一
7	秦野市	上下水道局参事(兼)経営総務課長	志村 高史
8	浜松市	産業部 エネルギー政策課 専門監(課長補佐)	松野 英男
9	岡崎市	総合政策部長	永田 優
10	岡崎市	総合政策部 企画課 課長	岡田 晃典
11	神戸市	都市局 公共交通課 鉄道担当課長	小淵 康宏
12	鳥取市	市民生活部協働推進課 課長補佐兼コミュニティ支援係長	宮谷 卓志
13	福岡市	農林水産局 中央卸売市場 市場整備担当主査	野元 和也
14	行橋市	市長公室長	鶴 裕之
15	東洋大学	客員教授	藤木 秀明
16	千葉大学／横浜市立大学	非常勤講師	町田 誠
17	ハイアス・アンド・カンパニー 株式会社／東洋大学 大学院 公民連携専攻	執行役員／客員教授	矢部 智仁
18	一般社団法人 ちゅうごくPPP・PFI推進機構	代表理事	吉長 成恭
19	EY新日本有限責任監査法人	インフラストラクチャー・アドバイザーグループ シニアマネージャー	福田 健一郎
20	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ	関東支店 地域活性化推進部 参与	小口 健藏
21	株式会社GPMO／大阪大学大学院工学研究科	グローバル研究事業部 顧問／地球総合工学専攻招へい研究員	天米 一志
22	株式会社 GPMO	経営支援部長	井上 昇

No.	所属	部課室	氏名
23	株式会社 日本経済研究所	執行役員 公共デザイン本部長	宮地 義之
24	八千代エンジニアリング 株式会社	事業開発本部 第二開発室 コミュニティ課 課長	奥平 詠太
25	八千代エンジニアリング株式会社	事業統括本部 国内事業部 社会計画部 技術第三課 主幹	関口 和正
26	ランドブレイン 株式会社	住宅公共政策グループ 公民連携チーム 執行役員兼技術官	水嶋 啓
27	株式会社YFMG ZONEプランニング	地域マネジメント事業部 PPP/PFI推進チーム シニアマネージャー	藏重 嘉伸
28	ヴェオリア・ジェネッツ 株式会社	事業開発本部 PPP&提案企画部 シニアマネージャー	藤岡 祐
29	株式会社 クリーン工房	取締役兼事業開発部長	江頭 高広
30	株式会社 スーツ	代表取締役	小松 裕介
31	大成コンセッション 株式会社	空港事業部	原 耕造
32	大成有楽不動産 株式会社	ビル管理営業本部 営業推進部 BM企画室 係長	山下 知典
33	大和リース 株式会社	札幌支店 副支店長	稲垣 仁志
34	大和リース 株式会社	東京本店 規格建築第一営業所 営業一課 課長	立花 弘治
35	大和リース株式会社	東京本店 規格建築第二営業所 営業三課 課長	原 征史
36	北陸グリーンボンド株式会社	代表取締役	澤田 浩士
37	北陸グリーンボンド株式会社	取締役	関 一幸
38	株式会社 松下設計	営業部 企画開発担当リーダー	野田 和宏
39	株式会社 三井住友銀行	ホールセール統括部 ファイナンシャル・ソリューション室 部長代理	梅井 貴行
40	ユーミーコーポレーション株式会社	地域開発部 係長	村上 祥泰
41	(任意団体)中部PFI/PPP研究会	理事・事務局長	加納 白一
42	特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会	業務部長	寺沢 弘樹

地方公共団体職員：14名、学識経験者・民間企業等職員：28名、計42名
(敬称略、順不同)

詳細は下記URLを御参照ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000064.html

令和元年度PPP/PFI推進施策説明会 開催概要

- 内閣府と国土交通省が主催して、PPP/PFI推進施策を持つ府省、団体が合同で説明を行う「PPP/PFI推進施策説明会」を令和元年度初めて開催。
- 株式会社日本政策投資銀行の協力を得て、同行本店を本会場としつつ、その内容を地方支店及び事務所にも同時配信。本会場では説明会終了後に名刺交換会も開催。

概要

- 日 時：令和2年2月12日（水）
14:30～17:00
- 場 所：株式会社日本政策投資銀行
本店及び地方支店・事務所
- 参加者：約300名
(地方公共団体職員：約100名)



- URL (資料等掲載)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000046.html

プログラム

講演内容	講演者
内閣府による支援施策等について	内閣府民間資金等活用事業推進室 企画官 阿部 俊彦
先導的官民連携支援事業等について	国土交通省総合政策局 社会資本整備政策課 政策企画官 上森 康幹
大久保地区公共施設再生事業（ブラッ 習志野）について	千葉県習志野市 総務部 情報政策課長 早川 誠貴（国土交通省PPPサポーター）
市有地利活用及びエリアマネジメント等に係 る官民連携事業	山口県山陽小野田市 企画部 企画政策課長 和西 禎行
官民連携による地域活性化のための基盤整 備推進支援事業について	国土交通省国土政策局 広域地方政策課調整室 専門調査官 紙谷 晴子
不動産証券化手法による公的不動産 （PRE）の活用	国土交通省土地・建設産業局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室長 浪越 祐介
文教施設における多様なPPP/PFIの先導 的開発事業	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 課長補佐 木村 哲治
スポーツ施設における官民連携の推進	文部科学省 スポーツ庁 参事官（地域振興担当）付 参事官補佐 曾根 直幸
MICE施設におけるコンセッション方式活用 促進事業	国土交通省観光庁国際観光部 参事官（MICE）付 主査 井上 正彦
公募設置管理制度（Park-PFI）について	国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園利用推進官 峰崎 悠
水道事業における官民連携の推進	厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課 課長補佐 工藤 喜史
工業用水道事業における官民連携の推進	経済産業省地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 課長補佐 堀 宏行
下水道分野におけるPPP/PFIの推進につい て	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課 官民連携推進係長 今泉 誠也
民間資金等活用事業推進機構の取組と支 援内容	株式会社民間資金等活用事業推進機構 経営管理部 副部長 碓井 道人
DBJグループのPPP/PFI推進に向けた取組 について	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長 山崎 智之

御清聴ありがとうございました。

（PPP／PFI全般に関するお問合せ先）

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>

hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp